

第 38 類

各種の化学工業生産品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。
 - (1) 人造黒鉛（第 38.01 項参照）
 - (2) 第 38.08 項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠（そ）剤、殺菌剤、除草剤、發芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品
 - (3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第 38.13 項参照）
 - (4) 2 の認証標準物質
 - (5) 3 の (a) 又は (c) の物品
 - (b) 化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第 21.06 項に属する。）
 - (c) 第 24.04 項の物品
 - (d) 金属、砒（ひ）素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第 26 類注 3 (a) 又は (b) の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第 26.20 項参照）
 - (e) 医薬品（第 30.03 項及び第 30.04 項参照）
 - (f) 卑金属の採取又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒（第 26.20 項参照）、主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒（第 71.12 項参照）及び金属又は合金から成る触媒（例えば、微細な粉状又は織ったガーゼ状のもの。第 14 部及び第 15 部参照）
 - 2 (A) 第 38.22 項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。
 - (B) 認証標準物質は、第 28 類及び第 29 類の物品を除くほか、第 38.22 項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。
 - 3 第 38.24 項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。
 - (a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（1 個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）
 - (b) フーゼル油及びディッペル油
 - (c) 小売用の容器入りにしたインキ消し
 - (d) 小売用の容器入りにした贋写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ（第 96.12 項のものを除く。）
 - (e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）
 - 4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴

う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。

(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。））

(b) 産業廃棄物

(c) 第30類注4 (k) の薬剤廃棄物

(d) 注6 (a) の医療廃棄物

5 第38.25項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとったくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第31類参照）。

6 第38.25項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第38.25項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない（第27.10項参照）。

(a) 医療廃棄物（医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行为から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び使用済みの注射器）をいう。）

(b) 有機溶剤廃棄物

(c) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

(d) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物（(b) 及び (c) のものを除く。）

7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

*

* *

号注

1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ビナパクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、カルボフラン（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1, 1, 1-トリクロロー-2, 2-ビス（パラ-クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、4, 6-ジニトローオルトーケレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、エンドスルファン（ISO）、二臭化エチレン（ISO）（1, 2-ジブロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1, 2-ジクロロエタン）、フルオロアセトア

ミド (I SO)、ヘプタクロル (I SO)、ヘキサクロロベンゼン (I SO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (I SO)) (リンデン (I SO, I NN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (I SO)、モノクロトホス (I SO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (I SO)、パラチオンメチル (I SO) (メチルパラチオン)、ペントアクロロフェノール (I SO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホニアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン (I SO)、2, 4, 5-T (I SO) (2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフロン (I SO)

- 2 第 3808.61 号から第 3808.69 号までには、アルファーサペルメトリン (I SO)、ベンジオカルブ (I SO)、ビフェントリン (I SO)、クロルフェナピル (I SO)、シフルトリン (I SO)、デルタメトリン (I NN, I SO)、エトフェンプロックス (I NN)、フェニトロチオン (I SO)、ラムダーシハロトリン (I SO)、マラチオン (I SO)、ピリミホスメチル (I SO) 又はプロポキスル (I SO) を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。
- 3 第 3824.81 号から第 3824.89 号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2, 3-ジブロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (I SO)、カンフェクロル (I SO) (トキサフェン)、クロルデン (I SO)、クロルデコン (I SO)、DDT (I SO) (クロフェノタン (I NN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (I SO, I NN)、エンドスルファン (I SO)、エンドリン (I SO)、ヘプタクロル (I SO)、マイレックス (I SO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (I SO)) (リンデン (I SO, I NN) を含む。)、ペントアクロロベンゼン (I SO)、ヘキサクロロベンゼン (I SO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホニアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブロモジフェニルエーテル、ペントブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の 48% を超えるものをいう。

分子式 : C_xH_(2x-y+2)C_{1y} (x=10~13, y=1~13 のものに限る。)

- 4 第 3825.41 号及び第 3825.49 号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物（溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。）をいう。

総 説

この類には、多くの化学品及びその関連物品を含む。

化学的に単一の元素及び化合物は通常 28 類又は 29 類に属するが、次のものは例外で、この類

に属する。

- (1) 人造黒鉛 (38.01)
- (2) 38.08 項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠（そ）剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品
- (3) 消火器用の裝てん物にし又は消火弾に裝てんした物品 (38.13)
- (4) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（1個の重量 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）(38.24)
- (5) 小売用の容器入りにしたインキ消し (38.24)

この類の注 1 (b) において、「食用品その他の栄養価を有する物質」には、主として 1 部から 4 部までの食料品を含む。

「食用品その他の栄養価を有する物質」には、また、食料品以外の物品（例えば、調製食料品に無機物を賦与するために使用される 28 類の物品、29.05 項の糖アルコール、29.22 項の必須アミノ酸、29.23 項のレシチン、29.36 項のプロビタミン及びビタミン、29.40 項の糖類、調製食料品に使用される 30.02 項の動物の血液分画物、35.01 項のカゼイン及びカゼイナート、35.02 項のアルブミン、35.03 項の食用のゼラチン、35.04 項の食用のたんぱく質系物質、35.05 項のデキストリンその他の食用変性でん粉、38.24 項のソルビトール並びに 39 類の食用の物品（39.13 項のアミロペクチン及びアミロース等））を含む。なお、上記物品のリストは単なる例示であり、全てを網羅しているわけではないことに注意しなければならない。

混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が単に存在するだけでは、注 1 (b) の適用により当該混合物を 38 類から除外するためには十分でない。食品添加物又は反応助剤のように、化学製品としての機能に単に付随して栄養価を持つ物質は、この注における「食用品その他の栄養価を有する物質」には当たらない。注 1 (b) により、38 類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のもので栄養価を有するものである。

38.01 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）

3801.10—人造黒鉛

3801.20—コロイド状又は半コロイド状の黒鉛

3801.30—電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの

3801.90—その他のもの

- (1) 人造黒鉛（電気黒鉛）は炭素の一変形である。当該製品は、通常、電気炉で、こまかく粉碎したコークス（普通は石油コークス、しかし、時には無煙炭コークス、レトルトコークス、ピッチコークス等）と炭素質の粘結剤（例えば、ピッチ又はタール）との混合物を触媒（例えば、シリカ又は酸化鉄）の作用下で黒鉛化に充分な高温（2,500～3,200 度）に加熱して作られる。最初に混合物は加圧下で横断面が四角又は円形の塊（green block）として押出し又は成型される。この塊は、約 1,000 度程度に予熱してから黒鉛化するか又は直接黒鉛化する。

この方法により得られる物品は、見掛け比重が約 1.5~1.6 で、かつ、X線試験では黒鉛の均質な微細結晶構造を有していることを示す。化学分析により、当該物質が黒鉛であることを確認できる（黒鉛酸の沈殿）。

普通の品質の人造黒鉛のほか、この項には次の物品を含む。

(a) 原子炉用の人造黒鉛：特殊処理した人造黒鉛で、ほう素の含有量が 100 万分の 1 以下であり、また、全熱中性子吸収断面積が 5 millibarns/atom 以下である。この品質のものは非常に灰分が少なく（100 万分の 20 以下）、原子炉の減速材又は反射材として使用する。

(b) 含浸人造黒鉛及び不浸透性人造黒鉛：これは人造黒鉛の見掛け比重及び気体に対する不浸透性を増加するために、最初に真空中でタール、樹脂、砂糖液その他の有機物を染み込ませ、次に再加熱してこれら添加物の炭素質を黒鉛化したものである。

染み込ませる工程は、高い見掛け比重（1.9 以上）又は高度の不浸透性を得るために数回くり返して行われる場合がある。含浸黒鉛は原子炉用となり得る。

この項の人造黒鉛は通常、粉、フレーク、塊、板、棒等の形状である。塊及び板は切断し、かつ、高度の機械仕上加工（精密仕上げ及び適当な表面仕上げ）の後、85.45 項の炭素ブランシその他の電気用炭素製品及び原子炉の部分品に使用する。

この項には、また、人造黒鉛の回収にのみに適するくず、廃物及び使用済の物品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 天然黒鉛（25.04）

(b) レトルトカーボン（又はガスカーボン）：ときには誤って「人造黒鉛」と呼ばれることがある（27.04）。

(c) 表面加工、表面仕上げ、特別な形への切断、旋盤加工、穴あけ、フライス削り等の加工をし又は製品の形にした人造黒鉛。これらは、電気用以外の目的に使用する種類のもの（例えば、フィルター、円板、ベアリング、鋳型及び耐酸れんが）は通常 68.15 項に、また電気用に供する種類のものは 85.45 項に属する。

(d) 人造黒鉛をもととし、セラミックとして焼成した耐火製品（69.02 及び 69.03）

(e) 塊、板、棒及びこれらに類する形状にした人造黒鉛の半製品で、銀粉を含有するもの（71.06）

（2）コロイド状又は半コロイド状の黒鉛

(a) コロイド状の黒鉛は、天然又は人造黒鉛の微細粒子を水その他の媒体（例えば、アルコール、鉱油）中にコロイド状に懸濁したもので、少量のタンニン及びアンモニアが懸濁安定剤として添加されてもよい。コロイド状の黒鉛は、通常半流動体であって主として潤滑剤の製造に使用し又はその高い電気伝導性のために使用する。

(b) 半コロイド状の黒鉛：水その他の媒体中に半コロイド状に懸濁した黒鉛で、グラファイトオイルの製造又はグラファイト被膜の形成に使用する。

このカテゴリーには、黒鉛を何らかの媒体に、コロイド状又は半コロイド状に懸濁したもので、黒鉛を基礎的な成分とするもののみを含む。

（3）黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、プレート状その他の半製品の

形状にしたものに限る。)

(a) 炭素の塊、板、棒及びこれらに類する半製品で、金属黒鉛質その他の品質のもの

これらの用語は、電気機器又は電気工学機器用の炭素ブランチの製造に使用する種類の塊、板等の一連の半製品で炭素質材料（炭素質だけのもの及び他の物質と配合したもの）をもととするものを含む。これらには、一般に次のような種類のものがある。

(i) カーボン：微粉碎したコークス又はランプブラック（lamp black）と天然又は人造黒鉛の粉状にしたものとの混合物をピッチ又はタールのような炭素粘結剤とともに、真の「黒鉛化」を起こすには不充分な温度（1,000～1,200度）で焼成して得られる。

このようにして得られた製品の組織は、均質ではない。顕微鏡観察では、黒鉛の粒と無定形炭素の粒との混合物であることを示し、化学的分析では、黒鉛酸の沈殿は、人造黒鉛から生じる沈殿より少ない。

(ii) 金属黒鉛質のもの：粉末にした黒鉛と卑金属（銅、カドミウム又はこれらの合金）の粉末との混合物を焼結（凝結、成型、焼成）に類する方法で処理して得る。金属の含有率は10～95%である。

(iii) プラスチックを混合した天然又は人造黒鉛の粉末を成型することにより得られる品質のもの

上記の材料から得られたもののうち、特に塊及び板は通常寸法が200×100×35ミリメートル及び150×70×30ミリメートルである。これを切断し、高度の機械仕上げ（精密仕上げ、表面研磨）をした後、主に、85.45項の電気ブランチの製造に使用する。

上記の半製品で、銀粉を含むものは、71.06項に属する。この項には、また特別な形状に切断し、表面加工し、表面仕上げ等をした塊を含まない（通常、68.15項又は85.45項）。また、無定形炭素又は天然黒鉛をもととし、陶磁製品と同様に焼成した耐火製品を含まない（69.02又は69.03）。

(b) 電極用の炭素質ペースト

これらの物品は、主として無煙炭とコールタールピッチ（粘結剤として作用する。）の混合物から成る。通常、小さい塊状になっていて、これが金属製容器の上部から挿入されて、炉の熱で軟化する。炭素ペーストはこのようにして容器内で成型されて、炉内で使用するためのエンドレスの電極として完成される。このため、もはや、使い古した既成の電極を交換するために炉を停止する必要はなくなる。この種の物品で良く知られているものはセーダーバーグペースト（soderberg paste）である。

類似のペーストは、炉の内張りに使用し、その場で固化する。

このカテゴリーには、更に、ペースト状の黒鉛で、黒鉛粒子（大部分が5マイクロメートル（ミクロン）を超える。）と鉱物油の混合物から成るものを含む。これらは大型機械の表面処理用又はグラファイトグリースの製造用のいずれにも適している。

3802. 10—活性炭

3802. 90—その他のもの

(A) 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品

活性化した炭素及び鉱物性生産品は、それらをある目的（例えば、脱色、ガス又は湿気の吸着、触媒、イオン交換及びろ過）に適合させるために適當な処理（熱、化学品等による。）によって、その表面構造を変性したものをいう。

これらの物品は次の2群に大別される。

(I) 一般に非常に大きい比表面積（1グラム当たり100平方メートルのオーダー）を有し、かつ、van der Waal's 結合（物理吸着）及び有機又は無機の分子により飽和し得る遊離の化学結合（化学吸着）の存在により特徴づけられる物品：これらの物品は、ある種の植物性物質又は鉱物性物質（粘土、ボーキサイト等）を天然の不純物の存在下で又は他の物品を添加して化学処理又は加熱処理することにより得られる。この処理は基礎物質の構造に変化をもたらすもので、比表面積の増加及び結晶物質の場合には、原子価の異なる原子の挿入又は置換による結晶格子の歪みを生じさせる。このようにして遊離状態で残った原子価は、その物品の表面に陽子及び電子を集め、その物質を化学吸着剤、触媒及びイオン交換体として活性化する。

(II) 一般に相当小さい比表面積（1グラム当たり1～100平方メートルのオーダー）をもつ物品：一般に、これらは高い電荷密度をもつが、著しい吸着性をもたないため脱色剤としては使用しない。これに対して、水中に懸濁した状態では、コロイドと強力な静電的相互作用を発揮してその凝集を容易にし又は阻止するので、ろ過剤として使用するのに適している。

このタイプのものは通常適當な加熱処理で作られる。か焼（calcining）工程中アルカリ性物質の存在は、場合により表面電荷の生成を促進する。

この項には、次の物品を含む。

(a) 活性炭

これは、通常、植物性、鉱物性又はその他の炭素（木炭、やしがら炭、泥炭、亜炭、石炭、無煙炭等）を水蒸気、炭酸ガスその他のガスの存在下で高温で処理（ガス活性化処理）し又はある種類の化学品の溶液を染み込ませた纖維素物質を乾燥か焼（化学的活性処理）して得られる。

活性炭は、微粉の状態で多くの工業（砂糖又はぶどう糖工業、油又はワイン製造工業、医薬品等）において液体の脱色に使用する。また、粒の状態で蒸気の吸収（例えば、ドライクリーニング工程中の揮発性溶剤の回収及び石炭ガスからのベンゼンの除去）、水又は空気の清浄、有毒ガスからの保護、触媒及び電気分解の際に電極に蓄積するガス（減極）の排除に使用する。

(b) その他の活性化した天然の鉱物性生産品

(1) 活性けいそう土（activated diatomite）：けいそう土（kieselguhr）その他の選別したけい酸質の土を必要に応じ酸で処理して石灰質を除去し、塩化ナトリウム又は炭酸ナトリウムのような半融剤（sintering agent）を加えてか焼し、砕き、適當な方法で選別

したもの。ただし、半融剤を加えないで焼いたけいそう土(diatomite)は含まない(25.12)。

(2) ある種の火山鉱物：例えば、パーライト(perlite、真珠岩)を粉碎した後非常に高温の炎(1,000度以上)の熱衝撃を加えた後、再粉碎し、選別したもの。活性化したパーライトは極めて軽く、光沢のある粉の状態になっている。顕微鏡で観察すると、曲面を有し、極めて薄い透明なフレークから成っていることが分かる。

上記(1)と(2)の二つのタイプの物品は、いずれも非常に見掛け比重は小さい。これらは化学品又は医薬品の調製(特に抗生物質)及び砂糖工業、ぶどう糖工業又は飲料工業における水のろ過用等のろ過材に主として使用する。

(3) 活性粘土及び活性土類：これらは選別したコロイド状の粘土及び粘土質の多い土を活性化したもので、その用途にしたがって、酸又はアルカリで活性化され、乾燥し、かつ、碎いたものである。アルカリにより活性化されたものは、乳化剤、懸濁剤及び凝結剤として、特にみがき料又は清浄剤の製造に使用され、また、その膨潤性により、鋳物用砂又は堀穿泥(drilling sludge)の性能向上に使用する。酸で活性化されたものは、動物性、植物性又は鉱物性の油、脂肪又はろうの脱色剤として使用する。

(4) 活性ボーキサイト：ボーキサイトは、通常、アルカリ処理又は適当な温度で熱処理することにより活性化される。主に、触媒、乾燥剤及び脱色剤として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 表面構造を変化させる処理を受けてない天然の活性鉱物性生産品(例えば、フーラーズアース)(25類)

(b) 活性化した化学品：例えば、活性化アルミナ(28.18)、活性化シリカゲル(28.11及び38.24)、人造ゼオライトイオン交換体(28.42又は、バインダーを含んでいる場合には38.24)及びスルホン化石炭イオン交換体(sulphonated coal ion-exchanger)(38.24)

(c) 医薬品としての特性を有する活性炭(30.03及び30.04)及び冷蔵庫、自動車等の脱臭剤として小売用に包装した活性炭(33.07)

(d) 化学品(例えば、金属酸化物)を活性炭又は活性けいそう土等の活性材料の担体上に固定した触媒(38.15)

(e) 軽量で長球形、粒状のエキスパンデッドパーライト(expanded perlite)(68.06)

(B) 獣炭(廃獣炭を含む。)

これらには、動物性材料を炭化して得られる各種の炭で特に次のものを含む。

(1) 骨炭(bone black)：脱脂した骨を密閉容器中でか焼して得られる。多孔質の黒色製品で、純粋な炭素の含有量は低い(酸処理しないものは10~20%の含有量であり、酸処理した場合は、炭素含有量はいく分多くなる。)。形状は粉状、粒状、ペースト状又は原料の骨の形状のままのものがある。骨炭は、諸工業、特に砂糖工業において脱色剤として広く使用しており、また、黒色顔料として、例えば、磨き料及びある種のインキの製造に使用する。

廃骨炭は、肥料として、また黒色顔料の製造に使用する。

(2) 血炭(blood black)：乾燥血液を密閉容器中でか焼して得られる。一般に、脱色剤として

使用する。

- (3) アイボリーブラック (ivory black) : アイボリーのくずをか焼して得られる。これは、一般に極めて微細なベルベットのような触感をもつ黒色粉末及び小さな不規則な円錐形を呈しており、絵の具に使用する (アイボリーブラックの呼称は、時には上質の骨炭を呼ぶのに使用することもある。)。
- (4) レザーブラック (leather black)、ホーンブラック (horn black)、フーフブラック (hoof black)、トータスシェルブラック (tortoise-shell black) 等

38.03 トール油 (精製してあるかないかを問わない。)

トール油 (時には、液体ロジンとして知られている。)は、アルカリ法又は特に硫酸塩法 (sulphate process) による木材パルプの製造の際に生じる黒色廃液から得られる。この液を沈殿おけに移すと泡状物質がその表面にできる。粗製トール油は、この泡状物質を加熱し、酸性化 (通常は希硫酸酸性) して得られる。

粗製トール油は、暗かつ色の半流動性の混合物で、脂肪酸 (主として、オレイン酸、リノール酸及びこれらの異性体)、樹脂酸 (特にアビエチン型) 及び少量のけん化物 (ステロール高級アルコール及び種々の不純物) から成る。これらの成分の構成割合は、木材の性質によって異なる。

精製トール油は、粗製トール油を減圧蒸留 (蒸留トール油) その他の方 (例えば、選択性の溶媒又は活性粘土による処理) で得られる。主として脂肪酸と樹脂酸を含む黄色の液体である。

トール油は、特に、道路舗装用乳化剤、普通せっけん、金属せっけん、紡織用纖維又は紙工業の潤滑剤及び乳化剤、ワニス、ペイント又はリノリウム製造用の乾性油、金属加工用の油、殺菌剤、マスチック等として使用する。トール油は、ゴム用の可塑剤としても使用され、またトール油脂肪酸やトール油樹脂酸の原料としての用途が増加しつつある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) けん化トール油 : 蒸留トール油をアルカリ (水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム) で中和して得たもの (34.01)
- (b) ソーダ法又は硫酸法による木材パルプの製造の際に得た廃液 (濃縮してあるかないかを問わない。) 並びに沈殿おけ中でこれらの廃液から分離された泡状物質 (38.04)
- (c) トール油樹脂酸 : 樹脂酸の混合物を主成分とし、トール油から脂肪酸を除去して得たもの (38.06)
- (d) サルフェートピッチ (sulphate pitch) (トール油ピッチ) : トール油の蒸留残渣 (38.07)
- (e) トール油脂肪酸 : トール油から真空分別蒸留その他の方法により樹脂酸の大部分を除去したもので、脂肪酸の含有量が全重量の 90% 以上 (乾燥状態における重量で計算) のもの (38.23)

38.04 木材パルプの製造の際に生ずる廃液 (リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖

類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第 38.03 項のトール油を除く。)

この項には、次の物品を含む。

(1) 亜硫酸塩法による木材パルプ製造の際に生ずる廃液（濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わない。）：濃縮した亜硫酸パルプ廃液は、リグニンスルホン酸塩を主成分とし、これに糖類その他の物質が混在している。形状は、一般的に粘稠な液体、粘着性のある黒かつ色のペースト、ガラス状の割れ目をもつ黒い色の塊り（この状態のものは、時にはサルファイトピッチ又はセルロースピッチとして知られている。）及び乾燥粉末状態である。

濃縮した亜硫酸パルプ廃液は、固体燃料若しくは鉄物用中子の粘結剤として又は膠（こう）着剤、浸透剤、殺菌剤若しくはタンニン剤の調製又はアルコールの製造等に使用する。

この項には、リグニンスルホン酸塩（通常、亜硫酸パルプ廃液の沈殿物として得られる。）も含まれる。リグニンスルホン酸塩は、接着剤の成分、分散剤、コンクリート混和剤又は堀削泥水添加剤（drilling-mud additives）として使用する。

(2) ソーダ法又は硫酸塩法による木材パルプの製造の際に生ずる廃液（濃縮し糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わないものとし、沈殿おけの中でこれらの廃液の表面に生ずる泡状物質を含む。）：これらの廃液は、通常、黒色をしており、トール油の原料であるが、時には水酸化ナトリウムの製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 水酸化ナトリウム（28.15）
- (b) トール油（38.03）
- (c) サルフェートピッチ（トール油ピッチ）（38.07）

38.05 ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）

3805.10—ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油

3805.90—その他のもの

この項には、主としてテルペン類（ピネン、ベーターピネン、リモネン等）に富む物品を含む。これらは、針葉樹の浸出物又は樹脂分の多い針葉樹の木材から得られる。

これらの物品には、次のものがある。

(1) 松その他の針葉樹（もみ、からまつ等）から浸出したオレオレジン（テレビン油）を蒸留（通常、水蒸気蒸留）して得た揮発性の物品。ある国々では、これらの製品はガムテレビン

油 (gum spirits of turpentine) として知られている。また、ある国では、テレビン油 (spirits of turpentine) という呼称は、生の松の木からにじみ出た新鮮なオレオレジンを蒸留して得たある範囲内の沸点及び密度を有する揮発性物品に限って使われている。

これらは、すべて流動性があり、水不溶性、高屈折性で、鋭い香気を有する無色の液体である。これらは、溶媒として、特にワニス、ペイント又は磨き料の製造、医薬品の調製、合成しよう脳、テルピン水和物、テルピネオール等の製造に使用する。

(2) ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテレビン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）

(a) ウッドテレビン油 (wood turpentine) は、松の切株その他の樹脂分の多い部分を水蒸気蒸留又は分解蒸留して得られる最も揮発性の高い物品である。

(b) 硫酸テレビン油 (sulphate turpentine) は、樹脂分の多い木材から硫酸塩法により木材パルプを製造する際に得た揮発性のテルペン系副産物である。

ここに記載している物品は、テルペン類に富んだ液体で、浸出したオレオレジンから得たテレビン油と同様の目的、特にワニス、ペイント等の調製の際に溶媒として使用する。

(3) 粗ジベンテンはウッドテレビン油を分留するか又は合成しよう脳の製造の際に副産物として得たテルペン油（ジベンテンが約 80%以下のもの）である。ただし、純粋なもの又は商慣行上純粋なものとして取引されるジベンテンは 29.02 項に属する。

(4) 亜硫酸テレビン油 (sulphite turpentine) は、亜硫酸塩法による木材パルプの製造の際に副産物として得た揮発性の黄色の液体である。これは少量のテルペン類その他の生成物を含む粗パラーシメン (para-cymene) である。この項には、原料を問わず、すべてのパラーシメン（粗のものに限る。）を含む。

(5) パイン油は、一般に油分に富んだ松の切株から、水蒸気蒸留及び分解蒸留によってウッドテレビン油を採取した後に得た留分である。また、これらは化学合成（例えば、アルファーピネン (α -pinene) の化学的な水和）によっても得られる。この項には、アルファーテルピネオール (α -terepineol) を主成分とするパイン油のみが属する。パイン油は無色又はこはく色の液体でアルファーテルピネオール (α -terepineol) に富み、主として繊維工業用の潤滑剤、ワニス又はペイントの製造等における溶媒及び消毒剤並びに浮遊選鉱による金属鉱の濃縮に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 純粋又は商慣行上純粋なものとして取引されるテルペン系炭化水素又はテルペン、テルピネオール及びテルピン水和物 (29 類)
- (b) 33.01 項の精油である松葉油
- (c) ロジン油 (rosin oils) (38.06)

38.06 ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム

3806.10—ロジン及び樹脂酸

3806.20—ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）

3806.30—エステルガム

3806.90—その他のもの

(A) ロジン及び樹脂酸

ロジン及び樹脂酸は、ともに、成分的にはアビエチン酸及びこれに関連する酸と酸以外の成分との複雑な混合物で、通常、透明なガラス状固体である。色は、不純物の含有量にしたがって、淡黄色から暗かつ色のものまである。

ロジン及び樹脂酸は次の過程により得られる。

- (1) 松その他の針葉樹から浸出物（pine-resin, galipot, barras resin 等）の形で得たオレオレジン様物質（oleolesinous matter）の蒸留の際に、揮発性のテルペノ系物品（テレピン油及びこれらに類するテルペノ系溶剤）を分離すること
- (2) 松の切株からの溶媒抽出
- (3) トール油（パルプ及び製紙工業の副産物）の分別蒸留

ロジン及び樹脂酸は、せっけんの製造、紙のサイジング、ワニス、磨き料、マスチック、インキ、シーリングワックス、鋳物用の中子粘結剤、ブルーワーズピッチ等の調製に使用し、(B)から(D)に記述したロジン誘導体並びにロジン油の製造原料として使用する。

(B) ロジン、樹脂酸又はこれらの誘導体の塩

（ロジン付加物の塩を除く。）

この項には、ロジン、樹脂酸又はこれらの誘導体の塩を含む（ロジン付加物の塩を除く。）。樹脂酸ナトリウム及び樹脂酸カリウムは、通常、粉末のロジン又は樹脂酸を水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの溶液中で煮沸して得られる。他の樹脂酸の無機塩は、一般に、樹脂酸ナトリウム又は樹脂酸カリウムの溶液に金属塩の溶液を加えて沈殿させ（沈降レジネート）又はロジン又は樹脂酸と金属酸化物との混合物を溶融（溶融レジネート）して得られる。これらの物品には、樹脂酸アルミニウム、樹脂酸カルシウム、樹脂酸コバルト、樹脂酸銅、樹脂酸マンガン、樹脂酸鉛、樹脂酸亜鉛がある。樹脂酸塩はワニス又はペイント製造用の油の乾燥性を増すために使用するほか、殺菌剤、消毒剤等の製造にも使用する。

この項には、また、ロジン又は樹脂酸を例え、ロジンをワニスの製造用に適する硬さに硬化させるため、水酸化カルシウム（約6%の比率）で処理して得られる硬化ロジンを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 貴金属の樹脂酸塩（28.43）及び28.44項から28.46項までの樹脂酸塩
- (b) 樹脂酸塩をもととした調製ドライヤー（32.11）
- (c) 高級樹脂酸とロジン又は樹脂酸の混合物をけん化して得られる樹脂せっけん（34.01）及び樹脂酸塩をもととした調製洗剤（34.02）

(C) エステルガム

エステルガムは、ロジン、樹脂酸、又はそれらの酸化、水素添加物、不均化物若しくは重合誘導体をエチレングリコール、グリセリンその他の多価アルコールでエステル化して得られる。これらのエステルガムは、天然樹脂に比べより可塑性があり、顔料及びその他の物質との混合に適している。

(D) その他

(I) ロジン及び樹脂酸の誘導体

- (1) 酸化 (oxidised) ロジン及び樹脂酸は、一般に、針葉樹の切株（長時間放置し、含有する樹脂酸が自然に酸化したもの）の抽出物の蒸留による残留物として得られる。またロジン又は樹脂酸は人工的に酸化されることもある。酸化ロジン及び樹脂酸は膠（こう）着剤、乳化剤、ワニス、ペンキ、インキ、電気絶縁剤等の製造に使用する。
- (2) 水素添加 (hydrogenated) ロジン及び樹脂酸は、ロジン又は樹脂酸を触媒の存在下で水素添加して得られる。普通のロジン及び樹脂酸よりも酸化に対し抵抗性があり、光に対しての変色が少ない。ワニス、せっけん等の製造に使用する。
- (3) 不均化 (disproportionated or dehydrogenated) ロジン及び樹脂酸は、例えば、ロジン又は樹脂酸を中温で加熱するか又は高温で酸触媒（硫黄及びセレンイウムも有効な触媒である。）を使用することにより得られる。ワニス等の製造に使用する。
- (4) 重合 (polymerised) ロジン及び樹脂酸は、ロジン又は樹脂酸を硫酸等で処理して得られる。特に高い粘性と安定性のあるワニスの製造に使用する。重合度は極めて低い。重合ロジン及び樹脂酸は、一般に、二量体及び非重合の酸からなり、また二量体ロジンと呼ばれることがある。
- (5) ロジン又は樹脂酸の1価アルコールエステル。ここに分類されるエステルは、レジネート (resinate) 及びアビエテート (abietate) として知られるもの（例えば、メチルエステル、エチルエステル及びベンジンエステル）及びメチルヒドロアビエート (methyl hydroabiate) として知られるものが含まれる。これらは、特にセルロースラッカーの可塑剤として使用する。
- (6) ジヒドロアビエチルアルコール、テトラヒドロアビエチルアルコールとデヒドロアビエチルアルコールの混合物（アビエチルアルコール）
- (7) ロジン付加物及びその誘導体。ロジン及び樹脂酸をフマル酸、マレイン酸及びその無水物で変性させたもので、アルキッド樹脂、ロジンサイズ又はインキの製造に使用する。これらの付加物は、その後エチレングリコール、グリセリンその他の多価アルコールでエステル化されることもある。このグループには、またロジン-マレイン又はロジン-フマル付加物の塩等のロジン付加物の塩を含む。

(II) ロジンスピリット及びロジン油

これらのものは、通常、ロジン又は樹脂酸から触媒下で過熱蒸気により蒸留し又は分解蒸留して得られる。主要成分は炭化水素の複雑な混合物で、蒸留条件により有機酸を多少含む。

- (1) ロジンスピリット：最も揮発性の大きい留分で、流動性で刺激臭を有する淡黄かつ色

の液体である。樹脂用溶剤、ワニス、ペイント等の製造に使用する。

(2) ロジン油：いくぶん濃厚で、色相及び品質には各種（金油、白油、緑油、かつ色油）のものがあり、煙のような臭気を有する。主として潤滑油、切削油、印刷インキ、軟膏（こう）、ワニス、ペイント等の製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) スルホン化ロジン油 (sulfonated rosin oil) (34.02)
- (b) 生きている松の木その他の生きている針葉樹のオレオレジン様滲出物の蒸留物中の揮発性成分 (38.05)
- (c) ロジンピッチ (rosin pitch) (38.07)

(III) ランガム

ランガムは、ガムラニング (gum running)（乾性油に溶けやすくするため熱処理する過程）と呼ばれる過程により、熱帯林の木のオレオレジン様滲出物から得られる。これらの最も一般的な原料は、コパールである。

38.07 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品で、ロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの

この項には、樹脂質又は非樹脂質の木から蒸留（又は炭化）の際に得た複雑な組成の物品が属する。これらの工程で、ガスのほか、木酢液 (pyroligneous liquids)、木タール及び木炭が得られる。その割合は、原木の性質と操作速度によって変わる。

木酢液（粗木酢とも呼ばれる。）は国際貿易商品ではないが、酢酸、メタノール、アセトン、少量のフルフラール及びアリルアルコールを含有する。この項には、またすべての植物性ピッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する物品で、ロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたものが含まれる。

この項には、次の物品を含む。

(A) 木タール、木タール油（脱クレオソートしたものであるかないかを問わない。）及び木クレオソート

(1) 木タールは木材（針葉樹その他の樹木）を炭焼がまで炭化させる際に、これからしたたり落ちて得たもの（例えば、スウェディッシュタール及びストックホルムタール）及びレトルト又はかまで蒸留して得たもの（蒸留タール）である。後者は、木酢液からの沈降部分として直接得られる（沈降タール）か又は木タール分が一部溶解している木酢液を蒸留して得られる（溶解タール）。

揮発性油分の一部をさらに蒸留で留出除去した部分蒸留タール (partially distilled tars) もこの項に含まれる。

これらのタールは、すべて炭化水素、フェノール又はその同族体、フルフラール、酢

酸及びその他の各種の物質から成る複雑な混合物である。

樹脂質の木材から得たタールは、非樹脂質の木から得たタールと違って、樹脂の蒸留分（テルペン、ロジン油等）を含有し、かつ色がかかった橙色ないしあげ色をした粘稠な物質である。これらは、そのまま又は単なる脱水若しくは部分的蒸留を行った後、船舶用の綱の含浸用、ゴム工業の可塑剤、マスチックの調製、医薬等に使用する。

非樹脂質の木材から得たタールは、濃厚な黒かつ色の液体で、蒸留その他の方法により広範囲の副産物（木クレオソート、グアヤコール等）の調製に主として使用する。

ケードオイル（cade oil）（ジュニパータール油とも呼ばれ、医薬品及びせっけんの製造に使用する。）もこの項に含まれる。

(2) 木タール油は、木タールを蒸留して得られる。そのうちの軽質油（脂肪族炭化水素、テレペニン類及び高級ケトン類を含む。）は洗羊液（sheep oil）又は園芸用の噴霧液の製造に使用し、重質油（脂肪族及び芳香族の炭化水素、高級ケトン並びに高級フェノールを含む。）は木材の含浸剤及び木クレオソートの抽出に使用される。

クレオソートを抽出した後に得られる脱クレオソート油は、その性質により浮遊選鉱による鉱石の濃縮用及び殺菌剤調製用に、また、溶剤、燃料等として使用する。

(3) 木クレオソートは、木タールの主成分である。これは、通常、非樹脂質の木材から得たタールを蒸留し、その適当な留分に水酸化ナトリウムを加え分離し、再び酸性としてから再蒸留して得られる。これは無色の液体であるが、空気と光の作用で着色し、煙臭を持ち、腐食性で特に消毒剤、防腐剤として使用する。ただし、27.07 項に属するクレオソート油及び鉱物性クレオソートと混同してはならない。

(B) 木ナフサは、木酢液を処理して得られる。これは、帶黄色の焼臭のある液体であって通常70~90%のメタノール（メチルアルコール）のほか各種の割合のアセトンその他のケトン（一般に8~20%）、さらにその他の不純物（酢酸メチル、高級アルコール、タール質等）を含む。木ナフサのうちある種のものは、エタノールの変性剤に使用する。

(C) 植物性ピッチ

これらは、植物性物質の蒸留その他の処理の残留物である。これらには、次の物品を含む。

(1) ウッドピッチ（木タールピッチ）：木タールの蒸留残留物

(2) ロジンピッチ：ロジンを残してロジンスピリット及びロジン油を製造する際の残留物

(3) サルフェートピッチ：トール油等の蒸留後の残留物

これらのピッチは、通常黒かつ色、赤かつ色又は黄かつ色をしており、一般に手の熱で軟化する。これらは種類により、船舶用充てん剤、織物の防水剤、木材の含浸剤、防錆塗料及び結合剤に使用する。

(D) ブルーワーズピッチ（brewers' pitch）その他これらに類する調製品でロジン樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの、例えば、コブラーズワックス及びコーリングピッチ。

(1) ブルーワーズピッチは加熱してビヤだるに塗るもので、通常、ロジン、パラフィンろう及びロジン油の混合物又はロジンと植物油（亜麻仁油、綿実油又は菜種油のようなもの）の混合物を溶融して得られる。

- (2) コブラーズワックス (coblbers' wax) は、靴、馬具の縫製用の糸をろう引するのに使用し、通常ロジン、ロジン油、パラフィンろう、オゾケライト等の混合物から成り、また粉末状無機物（滑石又はカオリンのようなもの）を含有している。通常塊状、棒状又は円板状である。
- (3) コーキングピッチ (caulking pitch) は、船舶用の充てん剤に使用するもので、通常ウッドピッチ、木タール及びロジンの混合物を溶融して作る。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 天然のバーガンジーピッチ (“vosges pitch” とも称され、ある種の針葉樹から得た天然樹脂）及びイエローピッチ（溶融及びろ過により精製した天然のバーガンジーピッチ）(13. 01)
- (b) ステアリンピッチ（ステアリックピッチ）、ウールグリースピッチ及びグリセリンピッチ (15. 22)
- (c) 石炭、泥炭、石油等から得た鉱物性ピッチ (27類)
- (d) メタノール（メチルアルコール）で純粋なもの又は商慣行上純粋なものとして取引されるもの及び木材蒸留の第一次産品の再蒸留その他の処理によって得た化学的に单一の物品（例えば、酢酸、アセトン、グアヤコール、ホルムアルデヒド、酢酸塩等）(29類)
- (e) 封ろう (sealing wax) (32. 14 又は 34. 04)
- (f) 木材パルプの製造の際に生ずる廃液 (38. 04)
- (g) ブレロジン (Brais résineux) (38. 06)

38.08 殺虫剤、殺鼠（そ）剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帶、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）

—この類の号注1の物品

3808. 52—DDT (I S O) (クロフェノタン (I NN)) を含有するもの（正味重量が 300 グラム以下の包装にしたものに限る。)

3808. 59—その他のもの

—この類の号注2の物品

3808. 61—正味重量が 300 グラム以下の包装にしたもの

3808. 62—正味重量が 300 グラムを超え 7.5 キログラム以下の包装にしたもの

3808. 69—その他のもの

—その他のもの

3808. 91—殺虫剤

3808. 92—殺菌剤

3808. 93—除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤

3808. 94—消毒剤

3808. 99—その他のもの

この項には、病原菌、昆虫（蚊、蛾、コロラド甲虫、油虫等）、こけ及びかび、雑草、ねずみ、野鳥等の駆除を目的とする一連の物品（医薬品（家畜用のものを含む。）の性格を有するものを除く。30.03 項及び 30.04 項）を含む。害虫の駆除及び種子の消毒を目的とする物品もここに含まれる。

これらの殺虫剤、消毒剤、除草剤、殺菌剤等は、噴霧、散粉、散布、塗布、浸透等の方法によって使用するが、燃焼を必要とするものもある。これらの物品は、神経毒、消化中毒、窒息又は臭気等によってその効果を発揮する。

この項には、更に植物の生理的な作用の抑制及び促進を目的とする発芽抑制剤及び植物生長調整剤を含む。これらの使用方法は多岐にわたり、その効果は、植物の枯死から生長の促進及び収穫の改善と広範囲にわたっている。

これらの物品は、次の場合に限りこの項に属する。

- (1) 消毒剤、殺虫剤等として小売用に包装したもの（金属製容器入り、板紙製カートン入り等）及び通常小売で販売されることが明らかな形状（例えば、ボール状、一連になったボール、タブレット及び板）のもの

このような形状にした物品は、混合物であるかないかを問わない。混合していない物品には、他の形状では、29類に属する化学的に单一の化合物（例えば、ナフタレン又は1,4-ジクロロベンゼン）がある。

この項には、更に、次の物品を含む（消毒剤、殺菌剤等として小売用に包装したものに限る。）。

- (a) 有機界面活性剤及びその調製品：活性カチオン（例えば、第4級アンモニウム塩）を含有し、防腐、消毒又は殺菌の性質を有するもの
(b) ポリ（ビニルピロリドン）よう素：よう素とポリ（ビニルピロリドン）の反応生成物
(2) 調製品の性格を有する場合は、その状態（例えば、液状、ウォッシュ又は粉末状）を問わない。これらの調製品は、水その他の液体中に有効な物質を懸濁又は分散させたもの（例えば、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）の水分散液）その他の混合物から成っている。有効物質を水以外の溶媒に溶解したものもここに含まれる（例えば、除虫菊エキスの溶液（標準化した除虫菊エキスを除く。）及びナフテン酸銅の鉱物油溶液）。

中間製品（直ちに使用できる殺虫剤、殺菌剤、消毒剤等を作るためには、更に調合を要するもの）は、既に殺虫剤、殺菌剤等の性質を有しているものに限りここに分類される。

殺虫用、消毒用等の調製剤は、銅化合物（酢酸銅、硫酸銅、アセト亜砒（ひ）酸銅等）、硫黄又は硫黄化合物（硫化カルシウム、二硫化炭素等）、鉱物性クレオソート又はアントラセン油、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、リンデン（ISO、INN）、パラチオン、フェノール又はクレゾール誘導体、砒（ひ）素剤（砒（ひ）酸カルシウム、砒（ひ）酸鉛等）、植物性材料（ニコチン、たばこのエッセンス及び粉末、ロテノン、除虫菊、海葱、菜種油）、天然又は合成の植物生長調整剤（例えば、2,4-D）、培養微生物等をもととしている。

この項に含まれる調製品のその他の例として、食品（小麦、ふすま、糖みつ等）に毒を混ぜて作った毒餌がある。

- (3) 次のような製品の形状になっているもの：硫黄を含ませた帶、芯及びろうそく（容器、住居等の消毒及びくん蒸に使用する。）、はえ取り紙（毒物を含まない膠（こう）着剤を塗布したものを含む。）、果樹用のグリースバンド（毒物を含まないものを含む。）、ジャム保存用のサリチル酸含浸紙、リンデン（I S O、I N N）を塗布し、燃焼によって作用する紙及び小さい木製の棒等

*
* *

38.08 項の物品は、次のグループに区別することができる。

(I) 殺虫剤

殺虫剤には、殺虫用の物品だけでなく忌避又は誘引の効果を有するものも含む。これらの物品には、スプレー又はブロック（蛾用）、油又は棒状（蚊用）、粉末（蟻用）、帯状（ハエ用）、シアンガスをけいそう土又は板紙に吸収させたもの（のみ及びしらみ用）など種々の形状のものがある。

殺虫剤の多くは、それらの作用の仕方又は使用法により、例えば、次のように区分される。

- －昆虫生長調整剤：昆虫の生化学的及び生理的作用を阻止する化学薬品
- －くん蒸剤：ガス状で空気中で散布される化学薬品
- －不孵化剤：昆虫を不孵化するのに使用する化学薬品
- －忌避剤：昆虫の食物及び生活環境を魅力的でないもの又は不快にすることにより昆虫の侵入を防止する物質
- －誘引剤：わな又は毒餌に昆虫を誘引するのに使用されるもの

(II) 殺菌剤

殺菌剤は、菌類の生長を阻止する物質（例えば、銅化合物をもとにした調製品）又はすでに発生している菌類を死滅させるための物品（例えば、ホルマリンをもととした調製品）である。

殺菌剤は、作用の仕方又は使用法により、例えば、次のように区分される。

浸透性殺菌剤－これらの化学品は、樹液の流れにしたがって、散布した場所から植物の他の部分に転流する。

くん蒸剤－菌類に冒された物品にガス状で作用し、菌類を除去する化学品

(III) 除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤

除草剤は、不要な植物を抑制し又は枯死させるために使用する化学品である。ある種の除草剤は、休暇中の植物の部分及び種子に使用し、またその他の除草剤は、すべての葉に使用する。それらには、抑制作用が選択性のもの（特定の植物に影響を及ぼす除草剤）と非選択性（植物の生長を完全に根絶させる除草剤）のものとがある。

これらには落葉剤も含まれる。これは、植物の葉を早い時期に落とさせることを目的とする化学薬品である。

発芽抑制剤は、発芽を抑制又は遅延させるために、種子、球根、塊茎又は土壌に使用する。

植物生長調整剤は、生長を促進又は抑制し、収率を高め、品質を改良し又は収穫を早める等のごとく、植物の生長過程を改良するために使用する。植物ホルモン（フィトホルモン）は植物生長調整剤の一つのタイプである（例えば、ジベレリン酸）。合成有機化学薬品も、植物生長調整剤として使用される。

(IV) 消毒剤

消毒剤は、通常、無生物体上にある好ましくないバクテリア、ウイルスその他の微生物を死滅又は不可逆的に不活性化させる薬剤である。

消毒剤は、例えば、病院では壁等の掃除又は器具の殺菌に使用する。これらは、また農業では種子の消毒に使用したり、好ましくない微生物を抑制するために飼料の製造に使用する。

これらには、殺菌剤（sanitisers）、制菌剤（bacteriostats）及び滅菌剤（steriliser）を含む。

この項には、また軟体動物を駆除する物品（軟体動物駆除剤）、線虫を駆除する物品（殺線虫剤）、ねずみを駆除する物品（殺鼠（そ）剤）、鳥類を駆除する物品（害鳥駆除剤）及びその他の害虫等を駆除する物品（例えば、ヤツメウナギ駆除剤（lampreyciders）、寄生虫駆除剤（predacides））を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 殺菌、消毒用等に使用される物品で、前記（1）、（2）又は（3）の記載に該当しないもの。これらの物品は、その性質によって、それぞれ該当する項に属する。例えば、

- (i) 粉末にした除虫菊の花（12. 11）
- (ii) 除虫菊エキス（鉱物油を添加して標準化してあるかないかを問わない。）（13. 02）
- (iii) クレオソート油又は鉱物性クレオソート（27. 07）
- (iv) ナフタレン、DDT（I S O）（クロフェノタン（I NN）、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（パラーコロロフェニル）エタン）その他の化学的に単一の化合物（水溶液を含む。）（28類及び29類）
- (v) 殺鼠（そ）剤等のベースとして使用する培養微生物（30. 02）
- (vi) 廃酸化鉄（38. 25）

(b) この表の他の項に含まれる調製品及び消毒、殺菌等の性質を副次的に有している調製品。例えば、

- (i) 有毒物質を含有する船体用の防汚ペイント（32. 08、32. 09 及び 32. 10）
- (ii) 消毒用せっけん（34. 01）
- (iii) DDT（I S O）（クロフェノタン（I NN）、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（パラーコロロフェニル）エタン）ワックスの磨き料（34. 05）

(c) 消毒剤、殺虫剤等で医薬品（動物用のものを含む。）の重要な特性を有するもの（30. 03 及び 30. 04）

(d) 調製した室内防臭剤（消毒剤の性質を有しているか有していないかを問わない。）（33. 07）

* *

号の解説

3808. 91 から 3808. 99

多目的に使用する物品で、二以上の号に属するとみられるものは、通常、通則3を適用してその所属を決定する。

38.09 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（織維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

3809. 10—でん粉質の物質をもととしたもの

—その他のもの

3809. 91—織維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの

3809. 92—製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの

3809. 93—皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの

この項には、糸、織物、紙、板紙、皮革又はこれらに類する物品の加工及び仕上げ工程で通常使用する広範囲の物品及び調製品（この表の他の項に該当するものを除く。）を含む。

これらは、この項に掲げた工業その他これに類する工業（例えば、床用じゅうたん織物工業、バルカナイズドファイバー製造工業及び毛皮工業）において特定の用途に供するための組成及び状態であることにより、この項に含まれることが確認できる。このような物品及び調製品（例えば、織物柔軟剤）は、工業用としてよりもむしろ家庭用として使用するものであっても、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

(A) 織維工業その他これに類する工業において使用する物品及び調製品

(1) 物品の感触を改良する調製品：例えば、硬化剤（通常、天然のでん粉系物質をもととしたもの（小麦、米、とうもろこし、ばれいしょのでん粉又はデキストリン等をもととしたもの）、粘液質の物質（地衣類、アルギン酸塩等）、ゼラチン、カゼイン、植物性ガム（トラガカントガム等）又はロジンをもととしたもの）、增量剤、柔軟剤（グリセリン、イミダゾリン誘導体等をもととしたもの）及び充てん剤（天然又は合成の高分子化合物をもととしたもの）

上記の基礎的な構成成分のほか、ある種の調製品は、湿潤剤（せっけん等）、潤滑剤（亜麻仁油、ろう等）、充てん剤（カオリン、硫酸バリウム等）又は防腐剤（特に、亜鉛塩、硫酸銅及びフェノール）を含有することもある。

(2) スリップ防止剤及びかぎ裂き防止仕上剤：これらの物品は、くつ下又は編物の衣類のかぎ裂きを防ぐために織物類のすべりを減らすためのもので、通常、高重合体、天然樹脂又はけい酸をもととしたものである。

- (3) 防汚仕上剤：これらは、通常、けい酸、アルミニウム化合物又は有機化合物をもととしたものである。
- (4) 防しづ及び防縮用の調製品：これらは少なくとも二つの反応性基（例えば、ビスー（ヒドロキシメチル）化合物、ある種のアルテヒド及びアセタール）を有する化学的に单一の化合物を混合したものである。
- (5) つや消し剤：織物のつや及び光沢を減らすことを意図したもの。通常、セルロースエーテル、ゼラチン、にかわ、界面活性剤等で安定化した顔料（酸化チタン、酸化亜鉛、リトポン等）の懸濁液から成る。
ここに属する調製品は、塗料（32.08、32.09 及び 32.10）及び羊毛のオイリング又は加脂処理に使用する調製潤滑剤（27.10 及び 34.03）と混同してはならない。
- (6) 難燃性調製品：これは、アンモニウム塩、ほう素化合物、窒素化合物、臭素化合物、りん化合物をもととしたもの又は塩素化した有機物質をベースとしたものに酸化アンチモンその他の酸化物を添加したものももととしたものである。
- (7) つや出し剤：織物につや及び光沢を与えるもので、通常、パラフィン、ろう、ポリオレフィン又はポリグリコールの乳化液である。
- (8) 媒染剤：織物の浸染又はなせんの工程で染料を固着するのに使用するよう調製したもの。これらの調製品は、水溶性で、通常金属塩（例えば、アルミニウム、アンモニウム、クロム又は鉄の硫酸塩又は酢酸塩、重クロム酸カリウム、酒石酸アンチモンカリウム）又はタンニンをもととしたものである（ただし、この解説末尾の除外規定（d）参照）。
- (9) 促染剤：これらは、合成纖維を膨張させて浸色又はなせん工程を促進するのに使用する。これらには、ビフェニルをもととした調製品、トリクロロベンゼン、ビフェニル-2-オール、ヒドロキシトルイル酸メチルのようなビフェニル、ベンゼン、フェノール又はヒドロキシトルイル酸の誘導体をもととした調製品及びこれらの混合物を含む（界面活性剤を含んでいるかいないかを問わない。）。
- (10) フェルト化防止剤：動物性纖維のフェルト化を弱めるためのもの。これらは、塩素化剤若しくは酸化剤であるか又は合成樹脂形成物質の特殊な調製品である。
- (11) サイジング剤：纖維工程における糸に強度を与えるために使用するもの。これらの調製品は、通常、でん粉、でん粉誘導体その他の天然又は合成の高分子結合剤をもととしたものである。これらは、湿潤剤、柔軟剤、脂肪、ろうその他の物質を含有することもある。これらには、また、乳化したたて糸ののり付け用ろう及びのり付け用に調製した乳化脂肪を含む。
- (12) 摻油剤：織物に摻油仕上げをするためのもの。これらは、通常、有機ふっ素化合物例えば、ペルフルオロカルボン酸の乳化液及び溶液であり、変成した樹脂（extender）を含むこともある。
- (13) 摻水剤：これらは、通常、摻水性物質（ろう、ラノリン等）をセルロースエーテルゼラチン、にかわ、有機界面活性剤等で安定化した水性エマルジョンで、これに、例えば、アルミニウム又はジルコニウムの可溶性塩類を加えたものである。これらにはまた、シリコーン又はふっ素誘導体をもととした調製品を含む。

- (B) 紙、板紙その他これに類する工業において使用する物品及び調製品
- (1) バインダー：塗装用混合物中の顔料粒子を固着するため使用されるもの。これらは、カゼイン、でん粉、でん粉誘導体、大豆たんぱく質、にかわ、アルギン酸塩、セルロース誘導体等の天然物をもととした調製品である。
 - (2) サイジング剤及びサイジング用の添加剤：印刷適性、平滑性及び光沢を改善し、紙に書き易さを与えるために製紙工程で使用するもの。これらの調製品は、ロジンせっけん、強化樹脂、ワックス分散液、パラフィン分散液、でん粉及びカルボキシメチルセルロース、アクリル樹脂又は植物性ガムをもととしたものである。
 - (3) 湿潤強度増強剤：これらの調製品は、湿潤紙又は不織布の引張り強さ、引裂強さ及び耐磨耗性を増すために使用される。
- (C) 皮革工業その他これに類する工業において使用する物品又は調製品
- (1) バインダー：革に顔料色素を固着させるための調製品。特別に調製されており、通常、たんぱく質系物質、天然の樹脂、ろう等をもととしたものである。
 - (2) シーズニング剤 (seasons)：革の仕上げ工程で最終的な表面塗布を行うよう特別に調製されたもので、その構造及び組成は、上記(1)のバインダーのものと類似している。
 - (3) 防水剤：これらは通常、(i) クロムせっけん、(ii) 溶媒 (イソプロピルアルコールのようなもの) に溶かしたアルキルこはく酸、くえん酸の誘導体等又は (iii) フルオロ化合物 (溶液又は分散液のもの) から成る。

この項には、上記で除外された物品のほか、更に次の物品を含まない。

- (a) 紡織用纖維、皮革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する調製品 (27.10 又は 34.03)
- (b) 化学的に单一の元素及び化合物 (通常、28類又は 29類)
- (c) 顔料、調製着色料、塗料等 (32類)
- (d) 34.02 項の有機界面活性剤及びその調製品 (例えば、染色助剤)
- (e) デキストリンその他の変性でん粉及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠 (こう) 着剤 (35.05)
- (f) 38.08 項の殺虫剤その他の調製品
- (g) 重合体の乳化液、分散液及び溶液 (32.09 又は 39類)

38.10 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品

3810.10—金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの

3810.90—その他のもの

(1) 金属表面処理用の調製浸せき剤：これらは、金属表面から酸化物、スケール、鏽及び汚点を除去するため又はある種の作業を容易にする目的で金属表面をざらざらにするために使用する調製剤である。浸せき処理は仕上工程、準備工程（例えば、金属の引抜き用又は押出し用の前処理）で行われるか又は被覆工程（例えば、亜鉛めっき、金属蒸着、すずめっき、クラッド、電気めっき、ペイント塗装等）の前に行われる。

調製浸せき剤は、通常、希酸（塩酸、硫酸、ふつ素水素酸、硝酸、りん酸等）をもととし、また時には金属の腐食防止剤を含有するものがある。ただし、ある種のものは、アルカリ（例えば、水酸化ナトリウム）をもととするものもある。

この項には、金属の清浄用調製剤を含まない（34.02）。

(2) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤：フラックスは、接合する金属表面及びはんだ自身を酸化から保護して、はんだ付け、ろう付け又は溶接の際に金属の接合を容易にするために使用する。それらは作業中に生ずる酸化物を溶解する性質を有する。塩化亜鉛、塩化アンモニウム、四ほう酸ナトリウム、ロジン及びラノリンが、通常、これらの調製剤に使用される物品である。

これらには、また、アルミニウムの粒又は粉と各種の金属酸化物（例えば、酸化鉄）との混合物で、溶接の際に高熱発生剤（alumino-thermic process）として使用するもの等も含む。

(3) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの：これらの調製品は、金属の表面をお互いに接着するために使用する。その主成分は金属（通常、すず、鉛、銅等を含有する合金）である。これらの調製品は次のいずれの条件も満たす場合に限りこの項に属する。

(a) 金属のほかに金属以外の成分を含有すること。これらの成分は上記（2）で述べた補助剤である。

(b) 粉末又はペーストの形状にしたものであること。

はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の調製品で、単に金属粉のみから成るもの（相互に混合してあるかないかを問わない。）は、含まれない（組成により 71 類又は 15 部）。

(4) 溶接用電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する調製品：これらは、溶接作業中に生ずる酸化物を可融性スラグの形で除去することを主目的とするものである。これらの調製品は一般に、例えば、石灰及びカオリンを含む耐火性混合物から成る。

卑金属製又は金属炭化物製の溶接棒でフラックスを被覆し又はしんに充てんしたものは含まれない（83.11）。

38.11 アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）

－アンチノック剤

3811.11—鉛化合物をもととしたもの

3811.19——その他のもの

—潤滑油用の添加剤

3811.21——石油又は歴青油を含有するもの

3811.29——その他のもの

3811.90——その他のもの

この項の調製品は、鉱物油用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の添加剤で、好ましくない特性を排除し若しくは減少させ又は望ましい特性を与え若しくは高めるために使用するものである。

(A) 鉱物油用調製添加剤

- 1 原油用添加剤：これらには、金属組織（特に、蒸留塔）を保護するために、原油に添加される腐食防止剤を含む。これらの有効成分は、一般には、特にイミダゾリンから誘導されるアミノ型の物質である。
- 2 ガソリン（ペトロール）用添加剤：これらには、次の物品を含む。
 - (a) アンチノック剤：燃料の早期着火に対する抵抗を増加し、かつ、ノッキングを防止するもの。これらは、通常、テトラエチル鉛及びテトラメチル鉛をもととし、更に、例えば、1, 2-ジブロムエタン又はモノクロロナフタレンを含む。この項には、鉛アンチノック剤の貯蔵タンクから得られた鉛アンチノック剤の汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄からなるものを含まない（26.20）。
 - (b) 酸化防止剤：最も重要な酸化防止剤は、フェノール性物品（例えば、ジメチル-tert-アブチルフェノール）及び芳香族アミンの誘導体（例えば、アルキルパラーフェニレンジアミンのようなもの）をもととするものである。
 - (c) 氷結防止剤：この物品は、多くの場合、アルコール類（例えば、プロパン-2-オール（又はイソプロピルアルコール））をもととするもので、燃料系統における氷の形成を防ぐためガソリン（ペトロール）に添加される。
 - (d) 清浄剤：この調製品は、キャブレター又はシリンダーの吸入口及び排気口を清浄に保つために使用するものである。
 - (e) ガム防止剤：これらの物品は、キャブレター又はエンジンへの取入口でガムの生成を防止するためのものである。
- 3 潤滑油添加剤：これらには、次の物品を含む。
 - (a) 粘度指数向上剤：ポリメタクリレート、ポリブテン、ポリアルキルスチレンのような重合体をもととするもの
 - (b) 流動点降下剤：低温度下で、結晶が成長するのを抑えるもの。この種の物品は、エチレンの重合体、ビニルエステル類、ビニルエーテル類又はアクリル酸エステル類をもととするものである。
 - (c) 酸化防止剤：通常、フェノール化合物又はアミノ化合物をもととするものである。
 - (d) 極圧（EP）添加剤：有機ジチオりん酸亜鉛、硫化油、塩素化炭化水素、芳香族りん酸塩及び芳香族チオりん酸塩をもととするものである。

(e) 清浄分散剤：これらは、アルキルフェノキシド類又はアルミニウム、カルシウム、亜鉛、バリウムその他の金属のナフテン酸塩又は石油スルホン酸塩をもととするものである。

(f) 防錆（せい）剤：カルシウム又はバリウムの有機塩（スルホン酸塩）、アミン又はアルキルこはく酸類をもととするものである。

(g) 消泡剤：通常、シリコーンをもととするものである。

調製潤滑剤で、自動車用の燃料又は潤滑剤に少量添加するもの（例えば、内燃機関のシリンダーの磨耗を減ずるためのもの）は、含まれない（27.10 又は 34.03）。

4 その他の鉱物油用添加剤：これらには、次の物品を含む。

(a) 流動点降下剤：上記 3 (b) の潤滑油用のものに類似する。

(b) 酸化防止剤：これらは、ガソリン（ペトロール）に使用されるものと同様のものである。

(c) 軽油用セタン価向上剤：例えば、硝酸アルキル及び亜硝酸アルキルをもととするもの

(d) 界面活性作用をもつ添加剤で、貯蔵油中の沈殿物（アスファルテン）の形成を除去又は抑止するもの

(e) 燃焼室又は炉の煙道に存在する好ましくない堆積物（例えば、灰及びカーボンブラック）を抑止あるいは減少させるための添加剤及び熱伝達構造物又は煙突内における揮発性ガス（例えば、二酸化硫黄及び三酸化硫黄）による腐食を減少させるための添加剤

(f) 氷結防止剤：燃料系統での氷の形成を防止するために添加されるもの。

(B) 鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤

鉱物油と同じ目的に使用する液体には、次の物品がある。

(a) アルコール類をもととする燃料（例えば、gasohol）

(b) 合成潤滑剤

(1) 有機酸のエステル（アジピン酸エステル、アゼライン酸エステル、ネオペンチルポリオールエステル）又は無機酸のエステル（トリアリルホスフェート類）をもととするもの

(2) ポリエーテル類をもととするもの（ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）又はポリ（オキシプロピレン）（ポリプロピレングリコール）

(3) シリコーンをもととするもの

これらの添加剤は、相当する鉱物油に使用されるものと同様である。

この項には、化学的に単一の元素及び化合物（通常、28類又は29類）及び調製していない石油スルホン酸塩は含まない。

この項には、更に次の物品を含まない。

(a) 二硫化モリブデンをもととした調製潤滑剤（34.03）

(b) 油その他の媒体中に懸濁したコロイド状黒鉛及び半コロイド状黒鉛（38.01）

38.12 調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤

3812. 10—調製したゴム加硫促進剤

3812. 20—ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤

—ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤

3812. 31—2, 2, 4—トリメチル-1, 2-ジヒドロキノリン（TMQ）のオリゴマーの混合物

3812. 39—その他もの

この項において、「複合した」及び「調製した」ものには、次の物品を含む。

(i) 意図的に混合し又は混和したもの

(ii) 同族系物質（例えば、38.23 項の脂肪酸及び脂肪性アルコールのようなもの）から製造された物品を含む反応混合物

(A) 調製したゴム加硫促進剤

ここには、加硫ゴム製品により良好な物理的性質を付与し、加硫工程の時間の短縮及び温度低下のため、加硫に先立ってゴムに添加される物品を含む。これらは、時には、可塑剤ともなる。この項には混合物である物品のみを含む。

これらの調製品は、一般に有機の物品（ジフェニルグアニジン、ジチオカルバマート類、チウラムスルフィド類、ヘキサメチレンテトラミン、メルカプトベンゾチアゾール等）をもととするが、しばしば無機の活性剤（酸化亜鉛、酸化マグネシウム、酸化鉛等）と組み合わされたものもある。

(B) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）

ここには、複合した可塑剤を含む。これらは、プラスチックに、要求された柔軟度を与えるため又は配合ゴムの可塑性を増すために使用するものである。この種の物品の例としては、二以上のフタル酸エステルを意図的に混合したもの及び38.23 項の脂肪性アルコールの混合物から製造された混合ジアルキルフタレートがある。可塑剤は、ポリ（塩化ビニル）及びセルロースエステルに広く使用されている。

この項には、可塑剤として使用され、また時には可塑剤と呼ばれる物品であっても、この表の他の項により限定的に含まれるものは含まれない（この項の解説の末尾の除外規定参照）。

(C) ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤

ここには、ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤（例えば、ゴム工業において硬化又は老化を防止するために使用するもの）を含む。これらには、2, 2, 4—トリメチル-1, 2-ジヒドロキノリン（TMQ）のオリゴマーの混合物、アルキル化ジフェニルアミンの混合物又はN-ナフチルアニリンをもととした調製品のようなものがある。

ここには、更に、ゴム用又はプラスチック用のその他の複合した安定剤を含む。この種の

物品の例には、二以上の安定剤を意図的に混合した物品及び反応混合物（38.23 項の脂肪性のアルコールの混合物から得られる有機ずす化合物の混合物）がある。プラスチック用の複合した安定剤の主な用途は、ポリ（塩化ビニル）のようなある種の重合体類の脱塩化水素を抑制するために使用する。これらは、また、ポリアミド類の熱安定剤としても使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 27類の石油、ペトロラタム、パラフィンろう及びアスファルト
- (b) 28類又は29類の化学的に单一の化合物（例えば、ジオクチルフタレート）
- (c) 鉱物油用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の添加剤として調製された酸化防止剤（38.11）
- (d) 化学的可塑剤として知られてはいるが、ゴム製造工業用のペプタイザー（peptisers）（一般に38.24）
- (e) 39類の重合体類

38.13 消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾

この項には、次の物品を含む。

- (A) 消火器用の調製品：炭酸水素塩をもととする調製品を含み、時には、例えば、一面のあわの発生を助成するキラヤ皮（quillaia bark）エキス、甘草エキス又は界面活性物品を含む。これらの調製品は液体又は乾燥物である。
- (B) 消火器用の装てん物：消火器に装入し得るように作られた軽量容器（ガラス製、薄い金属板製等）に次のいずれかの物品を入れたものである。
 - (1) 上記(A)に記載されているような調製品
 - (2) 二以上の混合していない物品（例えば、硫酸アルミニウムの溶液と炭酸水素ナトリウムの溶液）が、仕切りで分離されていて、使用時に接触するようにしたもの
 - (3) 単一の混合していない物品（例えば、四塩化水素、臭化メチル及び硫酸）
- (C) 装てんした消火弾：消火剤（（混合してあるかないかを問わない。）を詰めた容器で、消火器に装てんしないで直接使用するものである。これらは、ガラス製又は陶器製の容器で火の中心部に投げ込まれ、破壊して内容物を放出するか又はガラス製の容器でその端を指で破壊するだけで消火剤を射出するものである。

消火器（携帯式のものであるかないか又は消火剤が詰められているかないかを問わない。）でピンによる操作方式のもの、転倒式のもの、引金式のもの等は、84.24 項に含まれる。この項には、また、消火性を有する混合していない化学品で、上記(B)(2)、(B)(3)及び(C)に記載された状態以外のものを含まない（通常28類及び29類）。

38.14 有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤

この項には、有機溶剤及びシンナー（石油の含有量が全重量の70%以上のものであるかないかを問わない。）で、化学的に单一の化合物でないもの及びより特定な限定をした項に該当しないものを含む。これらは、多少とも、揮発性を有する液体で、特に、ワニスやペイントの調製又は機械部分品の脱脂剤に使用する。

この項に含まれる物品の例として次の物品がある。

(1) アセトン、酢酸メチル及びメタノールの混合物並びに酢酸エチル、ブチルアルコール及びトルエンの混合物

(2) 機械部分品用の脱脂剤等で次の混合物から成るもの

(i) ホワイトスピリットにトリクロロエチレンを混合したもの

(ii) 挥発油 (petroleum sprit) に塩素化物及びキシレンを混合したもの

この項には、上記混合物に少量のパラフィンろう（溶剤の蒸発を遅らせるため）、乳化剤、ゲル化剤等を添加したペイント又はワニスの除去剤を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 化学的に单一の溶剤及び希釈剤（一般に29類）並びに溶剤又はシンナーとして使用する複雑な組成の物品で、この表のより特定な限定をした項に属するもの。例えば、ソルベントナフサ（27.07）、ホワイトスピリット（27.10）、ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油（38.05）、木タール油（38.07）、無機の配合溶剤（一般に、38.24）
(b) ネイルワニス除去用の溶剤で小売用に包装したもの（33.04）

38.15 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）

－担体付き触媒

3815.11——活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの

3815.12——活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの

3815.19——その他のもの

3815.90——その他のもの

この項には、ある化学的作用を開始又は促進する調製品を含み、これらの作用を遅延する物品を含まない。

これらの調製品は、大きく二つのグループに分けられる。

(a) 第1のグループのものは、一般に、担体上に一以上の活性物質を溶着したもの（「担体付き触媒」として知られる。）及び活性物質をもととした混合物である。多くの場合、これらの活性物質はある種の金属、金属酸化物その他の金属化合物及びこれらの混合物である。単独又は化合物として最も頻繁に使用される金属は、コバルト、ニッケル、パラジウム、白金、モリブデン、クロム、銅及び亜鉛である。担体は、時には活性化されたもので、一般的には、酸化アルミニウム、炭素、シリカゲル、けいそう土又は陶磁製材料から成る。担体付き触媒

の例としては、Ziegler 又は Ziegler-Natta 型がある。

(b) 第 2 のグループのものは、触媒作用が及ぼされる化学反応に応じてその性質や量比が変化するような化合物をもととした混合物である。これらの調製品には、次の物品を含む。

(i) 遊離基“触媒”(例えば、有機過酸化物又はアゾ化合物の有機溶液及び酸化還元系混合物 (redox mixtures))

(ii) イオン性“触媒”(例えば、アルキルリチウム)

(iii) “重縮合反応用触媒”(例えば、酢酸カルシウムと三酸化アンチモンとの混合物)

第 2 のグループの調製品は、一般にポリマーの製造過程で使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 卑金属の抽出又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒 (26. 20) 及び主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒 (71. 12)

(b) 化学的に単一の化合物 (28 類及び 29 類)

(c) 単独の金属又は金属合金からなる触媒で、微粉末状又は目の細い金網状等の形態にしたもの (14 部及び 15 部)

(d) ゴム加硫に使用する調製したゴム加硫促進剤 (38. 12)

38.16 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第 38.01 項の物品を除く。）

この項には、耐火性材料をもととしたある種の調製品(例えば、炉の内張り用のもの)を含む。これらは、耐火性材料としてのシャモット、けいそう土、コランダム(破碎し又は粉碎したものに限る)、粉状にしたけい岩、白亜、焼成ドロマイトに結合剤(例えば、けい酸ナトリウム、ふっ化けい素酸マグネシウム及びふっ化けい素酸亜鉛)を添加したものである。

この項の製品の多くは、水硬性結合剤のような非耐火性結合剤も含む。

この項には、また、シリカをもととした耐火性の配合品でロストワックス法による歯科用又は身辺用細貨類用の鋳型を製造するためのものを含む。

この項には、更に耐火性物質(例えば炉の内層)に使用されるドロマイトラミングミックスも含まれる。この製品は、主に焼結ドロマイトを粉々にしたものから成り、粉状あるいは粒状の形状で取引される。使用される場所や使用される温度によって、水で硬化しない異なる結合剤(例えば、タール、ピッチ及び樹脂)が混合されている。

この項には、更に、耐火性のコンクリートで、耐熱性水硬セメント(例えば、アルミナセメント)及び耐火性骨材の混合物から成るものを含む。これらは、炉、コークス炉等の基礎又は次に掲げるものと同様、炉の内張りの修繕に使用する。

(a) 耐火性「プラスチック」として知られている配合品：これらは、湿り気のある塊状で販売されている物品で、通常、耐火性骨材、粘土及び少量の添加物を含んでいる。

(b) 充填用混合物(ramming mixes)：これらは、組成上、上記(a)の物品に類似したもので

ある。これらは、手動の空気圧縮打込み機で施工され、稠密な被覆物又は充填物を形成するものである。

(c) 吹付け用混合物 (gunning mixes) : これらは水硬性固着剤その他の結合剤を混合した耐火性骨材で時には、加熱時であっても、特殊な吹付け機 (圧縮空気によりノズルを通して混合物を射出するもの) を使用して炉の内張りに施工されるものである。

この項には、38.01 項の炭素質のペーストを含まない。

38.17 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン (第 27.07 項又は第 29.02 項の物品を除く。)

この項には、ベンゼン又はナフタレンのアルキル化によって得られる混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレンを含む。これらは、かなり長い側鎖を持っており、27.07 項の後半に記載されている種類のものとは異なっている。混合アルキルベンゼンは、特に、溶剤として又は界面活性剤、潤滑剤及び絶縁油の製造に使用する。混合アルキルナフタレンは、主にアルキルナフタレンスルホン酸及びその塩の製造に使用する。

この項には、29.02 項の異性体の混合物を含まない。

38.18 元素を電気工業用にドープ処理したもの (円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。) 及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 28 項の元素 (例えば、けい素及びセレン) を例えれば、ほう素又はりんで一般に百万分の 1 のオーダーの割合でドープしたもののうち、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの。引き上げたままで加工していないもの及び円柱状又は棒状のものは、28 項に含まれる。

(2) セレン化カドミウム、硫化カドミウム、砒 (ひ) 化インジウム等の化合物に、電子工業用に供するためにある種の添加物 (例えば、ゲルマニウム、よう素) を、一般に数%の割合で含有するもの (円柱状、棒状等の形状であるか又は円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切ってあるかを問わない。)

これらの結晶は、磨かれているかいないか又は均一なエピタキシャル層でおおわれているかいないかを問わずこの項に含まれる。

更に進んだ加工がされたもの (例えば、選択拡散 (selective diffusion) による) は半導体デバイスとして 85.41 項に含まれる。

38.19 液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液(石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。)

この項には、液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液、例えば、ひまし油、2-エトキシエタノール若しくはエチレンジリシノレート及びブチルアルコールの混合物より成るもの並びに4-ヒドロキシ-4-メチルペンタン-2-オン(ジアセトンアルコール)、ジエチルフタレート及びプロパン-1,2-ジオールより構成されているもの並びにグリコールの混合物を含む。

この項には、また、調製した作動油でポリグリコール類、シリコーンその他の39類の重合体をもととしたものも含む。

ただし、これらに類する液体で、石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のものは含まれない(27.10)。

38.20 調製不凍液及び調製解凍液

この項には、調製不凍液及び調製解凍液を含む(例えば、グリコール誘導体をもととする混合物)。

ある種の調製不凍液は、冷却剤として又は熱交換剤として作用する。

ただし、この項には、鉱物油用又は鉱物油と同じ目的に使用する他の液体用の調製添加剤は含まれない(38.11)。

38.21 微生物(ウイルス及びこれに類するものを含む。)用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤(保存用のものを含む。)

この項には、細菌、かび類、病原菌、ウイルスその他の微生物又は植物、人若しくは動物の細胞(医薬用(例えば、抗生物質を得るために)、科学用又は工業用(例えば、酢、乳酸又はブチルアルコールの製造)において必要とされるものに限る。)が栄養分を獲得し、かつ、増殖することができる各種の調製品(保存用のものを含む。)を含む。

これらは、通常、肉エキス、生鮮な血液又は血清、卵、ばれいしょ、アルギン酸塩、寒天、ペプトン、ゼラチン等から調製され、また、添加物としてぶどう糖、グリセリン、塩化ナトリウム、ぐえん酸ナトリウム又は染料を含有する。必要とする酸度又はアルカリ度の調製のために酸、消化酵素及びアルカリが添加されることもある。

また、他の培養基、例えば、塩化ナトリウム、塩化カルシウム、硫酸マグネシウム、硫酸水素カリウム、アスパラギン酸カリウム及び乳酸アンモニウムの混合物を蒸留水に溶かしたものもある。

ウイルス用のある種の培養剤は、生きている胚から成る。これらは、通常、液状、ペースト状及び粉状であるが、タブレット状のもの及び粒状のものもある。そしてこれらは、殺菌され、ガ

ラス瓶、チューブ、アンプル又は缶に密封されている。

この項には、培養基として調製してない物品を含まない。例えば、次のような物品がある。

- (a) 寒天 (13. 02)
- (b) 血液アルブミン及び卵白 (35. 02)
- (c) ゼラチン (35. 03)
- (d) ペプトン (35. 04)
- (e) アルギン酸塩 (39. 13)

**38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）
(第 30.06 項のものを除く。) 並びに認証標準物質**

—診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）

3822. 11——マラリア用のもの

3822. 12——ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの

3822. 13——血液型判定用のもの

3822. 19——その他のもの

3822. 90——その他のもの

この項には、支持体を使用した診断用又は理化学用の試薬及び調製した診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。血液型判定用試薬を含む。）を含む。ただし、30.06 項の患者に直接投与する診断用試薬は含まない。この項には、更に、認証標準物質を含む。

診断用試薬は、人間及び動物の物理的、生物物理的又は生物化学的経過及び状態の検査に使用される。その機能は、当該試薬を構成する生体物質又は化学物質の変化を測定し又は観察することに基づいている。この項の診断用調製試薬は、その機能において 3006. 30 号の患者に投与するためのものに類似することもあるが、生体内よりむしろ試験管において適用するために用いられる。理化学用調製試薬は、診断用試薬のみならず、検査又は診断以外の目的に使用するその他の分析用の試薬を含む。診断用又は理化学用調製試薬は、医療用、獣医用、科学用若しくは産業実験室用、病理用、工業用、屋外又は時には家庭用に用いられる。

この項の試薬は、支持体を使用しているもの又は調製した形態のものであり、したがって、二以上の成分から構成される。例えば、これらは、二以上の試薬の混合物又は水以外の溶剤に溶かした単独の試薬である。これらは、また、支持体として使用される紙、プラスチック又は他の材質で、一以上の診断用又は理化学用試薬を染み込ませ又はこれらの試薬で覆ったもの（例えば、リトマス紙、pH 紙、検極紙又はあらかじめ被覆された免疫分析プレート）もある。この項の試薬は、また、数種の構成要素から成るキットの形態をとっており、その構成要素は、28 類又は

29類の分離した化学的に单一の化合物、32.04項の合成着色料又は単独で提示された場合に他の項に分類可能なその他の物質である。このようなキットの例には、血液中のぶどう糖や、尿中のケトンなどを検査するものや酵素をもととしたものがある。

この項の試薬は、診断用又は理化学用試薬のみに使用するものであると明らかに判断できるものであり、それは、成分、ラベル表示、試験管用又は理化学用の取扱い説明書、どのような診断用検査に用いられるかに係る表示又は物理的形態（例えば、支持体又は補体の存在）により明確になる。

凝集、沈殿、中和、補体との結合、赤血球凝集、酵素免疫吸着分析法（ELISA）等を反応のもととする診断用キットは、この項に分類される。マラリア診断用キット（例えば、pLDH（変性乳酸脱水素酵素）に対する单クローニング抗体をもととしたもの）も、この項に分類される。

ただし、30.06項の物品の特性を有する診断用キット（例えば、認可された臨床試験で使用される盲検又は二重盲検臨床試験キットで、投与量にしたもの）は、除く。

血液型判定用試薬も、この項に含まれる。この項の血液型判定用試薬は、血液型の判定に直接使用するために適するものでなければならない。これらは、人若しくは動物の血清又は植物の種子その他の部分の抽出物（フィトアグルチニン）であり、血球又は血清の特徴により血液型を判定するのに使用する。活性成分（単数又は複数）のほか、活性を高め、又は安定性を保つための物質（防腐剤、抗生物質等）を含有することがある。

(A) 次の物品は、血球の特徴により血液型を判定する試薬と認められる。

- (i) A、B、O 及び AB の各型、A1 及び A2 の各亜型又はファクター H の判定に使用する調製品
- (ii) M、N、S 及び P の各型又は Lu、K、Le 等の各型の判定に使用する調製品
- (iii) Rh 型又は C^w、F、V 等の各亜型の判定に使用する調製品
- (iv) 動物の血液型の判定に使用する調製品

(B) 次の物品は、血清の特徴（血清型）を判定する試薬と認められる。

- (i) Gm、Km 等系列の特徴を判定する調製品
- (ii) Gc、Ag 等の各血清型を判定する調製品

(C) 人間の抗グロブリン血清（クームス血清（coombs serum）。ある種の血液型判定法において必要である。）は、この項の血液型判定用試薬と認められる。

粗製の血清その他前処理をしなければ試薬用に適するようにならない半完成物質は、それぞれの構成材料に基づきその所属を決定する。

(D) HLA の特徴（HLA 抗原）を判定する試薬（直接適用できるものに限る。）は、この項に属する。これらの物品は、人又は動物の血清であり、HLA 抗原を判定するため検体の末梢血液リンパ球（peripheral blood lymphocytes）と反応する。検体の HLA 抗原は、異なる HLA 試験血清（HLA test sera）との反応型をもととして判定される。これらの試薬には、活性物質のほか安定及び保存のための添加物を含有している。

これらには、次の物品を含む。

- (a) HLA A、B 及び C 抗原の判定に使用する調製品
- (b) HLA DR 抗原の判定に使用する調製品

- (c) HLA D 抗原の判定に使用する調製品
- (d) 一連の異なる HLA 抗血清を含有する HLA A、B 及び C 抗原の判定に使用する最終試薬
(例えば、テストプレート)
- (e) HLA DR 座位の判定に使用する最終試薬 (例えば、テストプレート)

認証標準物質は、第 28 類及び第 29 類の物品を除くほか、第 38.22 項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。

この項の認証標準物質は、装置の校正、測定方法の評価又は物質の様々な値の算定のために調製された標準物質である。これらの標準物質は次のものより成ることがある。

- (a) 濃度が正確に確定している被分析物質を添加した基質物質
- (b) 混合されてない物質で、特定の成分濃度 (例えば、粉乳中のたんぱく質又は脂質の含有量) が正確に確定しているもの
- (c) 特定の性質 (例えば、張力、比重) が正確に確定している物質 (天然の物質であるか合成の物質であるかを問わない。)

これらの標準物質は、認証することとなる特性値、精度、その特性値を求める際に用いられた方法及び認証機関を示す証明書が添付されていなくてはならない。

この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形状のものであっても、次の試薬は含まれない。

- (a) 28.43 項から 28.46 項まで及び 28.52 項の物品 (6 部注 1 参照)
- (b) 28 類注 1 又は 29 類注 1 の物品
- (c) 32.04 項のルミノホアとして使用する種類の合成した有機物 (32 類注 3 の調製品を含む。)
- (d) 微生物 (ウイルス及びこれに類するものを含む。) 用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤 (保存用のものを含む。) (38.21)

38.23 工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール

—アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸

3823.11—ステアリン酸

3823.12—オレイン酸

3823.13—トール油脂肪酸

3823.19—その他のもの

3823.70—工業用の脂肪性アルコール

(A) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び
工業用の脂肪性モノカルボン酸

工業用の脂肪性モノカルボン酸は、通常、天然の油脂のけん化又は加水分解によって製造する。固体 (飽和のもの) 及び液体 (不飽和のもの) の脂肪酸の分離は、通常、結晶法 (溶媒を使用す

る方法又は使用しない方法)により行われる。液体部分(商慣行上、オレイン酸又はオレインとして知られる。)は、オレイン酸及びその他の不飽和脂肪酸(例えば、リノール酸及びリノレン酸)と少量の飽和脂肪酸とから成る。固体部分(商慣行上ステアリン酸又はステアリンとして知られる。)は主に、パルミチン酸及びステアリン酸と少量の不飽和脂肪酸とから成る。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 商慣行上、ステアリン酸(ステアリン)として取引される物品:これは、特有の臭気を有する白色の固形物質である。比較的固く、やや脆いもので、通常ビーズ、フレーク又は粉状で取引される。また、恒温タンクで高温で運搬され液状で取引される場合もある。
- (2) 商慣行上オレイン酸(オレイン)として取引される物品:これは、無色からかつ色まであり、特有の臭気を有する油状物質である。
- (3) トール油脂肪酸(TOFA):主にオレイン酸及びリノール酸から成る。これらは、トール油の蒸留により得られ、脂肪酸を全重量の90%以上(乾燥重量)含有する。
- (4) 蒸留した脂肪酸:これは各種の油脂(例えば、ヤシ油、パーム油、タロー)の加水分解による分解の後、精製工程(蒸留)を経て得られる。
- (5) 脂肪酸蒸留物:油脂の精製工程の一部として水蒸気の存在下で真空蒸留により得られる。脂肪酸蒸留物は、遊離脂肪酸(ffa)を高濃度で含有していることが特徴である。
- (6) 高分子合成炭化水素の触媒酸化により得た脂肪酸
- (7) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの:これは比較的遊離脂肪酸の含有量が多い油で、粗油の精製の際に生ずるソープストックを無機酸で分解することにより製造する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 乾燥状態において純度85%以上のオレイン酸(29.16)
- (b) 乾燥状態において純度90%以上のその他の脂肪酸(29.15、29.16又は29.18)

(B) 工業用の脂肪性アルコール

この項に含まれる脂肪性のアルコールは、非環式アルコールの混合物でこの項の脂肪酸の混合物(上記(A)参照)又はそれらのエステルの触媒還元、鯨油のけん化、オレフィン、一酸化炭素及び水素の触媒反応(0xo法)、オレフィンの水和、炭化水素の酸化、その他の方法により製造するものである。

脂肪性アルコールは、通常液状であるが、あるものは固体状である。

この項に含まれる主な脂肪性アルコールには、次の物品がある。

- (1) ラウリルアルコール:これは、ヤシ油からとった脂肪酸を触媒還元することにより得られる飽和脂肪アルコールの混合物である。常温で液状であるが、寒期では半固体状である。
- (2) セチルアルコール:これは、セチルアルコールとステアリルアルコールの混合物で、前者が主体であり、鯨ろう及びまっ香鯨油から得られる。室温では結晶性、半透明の固体状である。
- (3) ステアリルアルコール:これは、ステアリルアルコールとセチルアルコールの混合物で、ステアリン又はステアリン酸の多い油の還元により、又はまっ香鯨油を還元し加水分解した

後蒸留することにより製造する。これは、室温では白色結晶の固体状である。

(4) オレイルアルコール：これは、オレインの還元により、又はまつ香鯨油を圧搾して得られるアルコールから製造する。室温では液状である。

(5) 第1脂肪族アルコールの混合物：これは、通常炭素原子数が6から13のアルコールである。

これらは液状で一般にOxo法により製造する。

上記(1)から(4)に掲げた脂肪性アルコールは、スルホン化誘導体（これらのアルカリ塩が34.02項の有機界面活性剤である。）の調製に使用される。(5)の脂肪性アルコールは、ポリ(塩化ビニル)の可塑剤の製造に使用する。

この項には、また、ろうの特性を有する工業用の脂肪性アルコールを含む。

この項には、化学的に单一の脂肪性アルコール（乾燥状態において純度90%以上のもの）を含まない（通常29.05）。

38.24 錫物用の錫型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

3824.10—錫物用の錫型又は中子の調製粘結剤

3824.30—金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）

3824.40—セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤

3824.50—非耐火性のモルタル及びコンクリート

3824.60—ソルビトール（第2905.44号のものを除く。）

—この類の号注3の物品

3824.81—オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの

3824.82—ポリ塩化ビフェニル（P C B）、ポリ塩化テルフェニル（P C T）又はポリ臭化ビフェニル（P B B）を含有するもの

3824.83—トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの

3824.84—アルドリン（I S O）、カンフェクロル（I S O）（トキサフェン）、クロルデン（I S O）、クロルデコン（I S O）、DDT（I S O）（クロフェノタン（I N N）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラ-クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（I S O、I N N）、エンドスルファン（I S O）、エンドリン（I S O）、ヘプタクロル（I S O）又はマイレックス（I S O）を含有するもの

3824.85—1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン（H C H（I S O））（リンデン（I S O、I N N）を含む。）を含有するもの

3824.86—ペンタクロロベンゼン（I S O）又はヘキサクロロベンゼン（I S O）を含有するもの

3824.87—ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホニアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの

3824. 88——テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘptaブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの

3824. 89——短鎖塩素化パラフィンを含有するもの

—その他のもの

3824. 91——主として(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1, 3, 2-ジオキサホスフイナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート及びビス[(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1, 3, 2-ジオキサホスフイナン-5-イル)メチル]メチルホスホネートから成る混合物及び調製品

3824. 92——ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル

3824. 99——その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤

この項には、天然樹脂状物質(例えは、ロジン)、亜麻仁油、植物性粘質物、デキストリン、糖みつ、39類の重合体等をもととした鑄物用の中子の粘結剤を含む。

これらは、鑄物砂に混合する調製品で、鑄物砂を鑄物用の鑄型又は中子に使用するのに適した堅さにするため及び鋳造後砂の除去を容易にするためのものである。

ただし、デキストリンその他の変性でん粉及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠(こう)着剤は35.05項に属する。

(B) 化学品及び化学又はその他の調製品

この項には、三つの例外(下記(7)、(19)及び(32)参照)を除き、化学的に单一の元素及び化合物を含まない。

この項に含まれる化学品は、したがって、その組成は化学的に单一の化合物ではない。それらは、他の物質を製造する際に得られる副産物として得られるもの(例えは、ナフテン酸)又は直接製造されるものである。

化学又はその他の調製品は、混合物(乳化液及び分散液は、その特殊な形態である。)又は溶液である。28類又は29類の化学品の水溶液は、それぞれの類に含まれる。しかし、これらの物品の水以外の溶剤による溶液は、いくつかの例外を除き、それらの類から除かれ、したがって、この項の調製品として取扱うこととなる。

この項に含まれる調製品は、全部又はその一部が化学品(これが一般的である。)であるか又は全部が天然物である(例えは、下記(24)を参照)。

ただし、この項には、化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で、ある種の食料品の調製に使用する種類のものを含まない。これらは、その構成材料として又はその性質を改良するため(例えは、パイ、ビスケット、ケーキその他のベーカリー製品の改良剤)に使用されるもので、そのような混合物又は物質自体に栄養価を有する場合、これらの物品は、一般に21.06

項に属する（38類総説参照）。

この項には、また、水銀化合物を含まない（28.52）。

上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。

- (1) ナフテン酸（ある種の石油又はある種の歴青油の精製の際に得られる副産物）及びその塩（34.02項の水溶性ナフテン酸塩及び28.43項から28.46項及び28.52項の塩を除く。）：この項には、例えば、ナフテン酸のカルシウム塩、バリウム塩、亜鉛塩、マンガン塩、アルミニウム塩、コバルト塩、クロム塩、鉛塩等を含む。これらのうち、あるものは、ドライヤー又は鉱物油添加剤の調製に使用し、またナフテン酸銅は殺菌剤の調製に使用する。
- (2) 凝結してない金属炭化物（炭化タンゲステン、炭化モリブデン等）を相互に混合したもの及び凝結してない金属炭化物と金属粘結剤（コバルトのようなもの）とを混合したもので、82.09項の工具用チップ又はその類似品の製造に供されるもの
- (3) セメント用、モルタル用、又はコンクリート用の調製添加剤：例えば、ナトリウム又はカリウムのけい酸塩及びナトリウム又はカリウムのふつ化けい素酸塩をもととする耐酸添加剤並びに酸化カルシウム、脂肪酸等をもととした防水用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わない。）等
- (4) 非耐火性のモルタル及びコンクリート
- (5) ソルビトール（29.05項のものを除く。）

このカテゴリーには、特に、他のポリオールを含有するソルビトール（D-グルシトール）のシロップを含む。これは、通常、D-グルシトールの含有量が、乾燥状態で60%から80%範囲にある。この種の物品は、高濃度の二糖類及び多糖類を含むぶどう糖シロップを水素添加して得られ、いかなる分離工程も経ていないものである。これらは、結晶化し難い性質を有しており、広範な諸工業（例えば、食品、化粧品、医薬品、プラスチック又は繊維工業）に使用する。

29類の注1の規定に該当するソルビトールは、29.05項に属する。この種のソルビトールは、通常、ぶどう糖又は転化糖を水素添加して得られる。

- (6) 炭化カルシウム、炭酸カルシウム（石灰石）その他の物質（炭素及びほたる石のようなもの）の混合物で、鉄鋼製造の際の脱硫剤として使用するため調製されたもの
- (7) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物（ふつ化カルシウム、ふつ化リチウム、塩化カリウム、塩化ナトリウム、臭化カリウム、よう化臭素カリウム等）の培養結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）。培養結晶の光学用品は含まない（90.01）。

1個の重量が2.5グラム未満の培養結晶（光学用品を除く。）は28類、25.01項（塩化ナトリウム結晶）及び31.04項（塩化カリウム結晶）に分類する。

- (8) 石油スルホン酸塩（水に不溶性のもの）：石油又は石油留分を、例えば、硫酸、発煙硫酸又は液体二酸化硫黄に溶かした三酸化硫黄によりスルホン化して得られる。この工程は通常、中和を伴う。ただし、水溶性の石油スルホン酸塩（例えば、アルカリ金属塩、アンモニウム塩及びエタノールアミン塩）は、含まない（34.02）。

- (9) ポリ塩化ビフェニル（ビフェニルの塩素化誘導体の混合物）及び塩素化パラフィン
ただし、人造ろうの性格を有する固体のポリ塩化ビフェニル及び固体の塩素化パラフィンは含まない（34.04）。
- (10) 分子量が極めて低いポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）：例えば、ジ、トリ及びテトラ（オキシエチレン）グリコールの混合物
ただし、その他のポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）は、含まない（39.07）又は人造ろうの性格を有している場合は34.04）。
- (11) グリセリンのモノ、ジ及びトリ脂肪酸エステルの混合物：脂肪の乳化剤として使用する。
ただし、人造ろうの性格を有するものは、含まない（34.04）。
- (12) フーゼル油：粗エチルアルコールの精留の際に得られる。
- (13) ジッペル油 (Dippel's oil, bone oil, animal oil, Jeppel's oil)
反芻動物の骨又は角の乾留によって得られる。非常に粘稠な黒色の液体で、悪臭を有し、主に殺虫剤又はピリジン塩基の調製に使用する。
- (14) イオン交換体（酸又は塩基交換体を含むものとし、39類の重合体を除く。）：これらは不溶性物品で、電解質の溶液と接触させるとイオン交換体自身のイオンの一つと溶液中に溶解している物質に含まれているイオンの一つとを交換する。この性質は、工業的に有用な価値がある（例えば、ボイラー用、纖維又は染色工業用、洗たく業用等の硬水からカルシウム塩又はマグネシウム塩を除去する。）。さらに、これらは、塩水を飲料水に変えること等にも使用する。ただし、人造ゼオライト（化学的に单一であるかないかを問わず、バインダーを含有するものを除く。）は、含まない（28.42）。
- (15) スケーリング防止剤（anti-scaling compounds）：これらは、通常、炭酸ナトリウム、けい酸ナトリウム、タンニン等をもととしたものである。これらの混合物は、硬水に添加されると、溶解しているカルシウム塩及びマグネシウム塩の大部分を沈殿させるので、ボイラー、蒸気発生装置の管その他の水循環装置内に石灰質が沈着するのを防止する。
- (16) Oxylith（又は、Oxygen stone）：これは、過酸化ナトリウムに少量の銅塩又はニッケル塩のようなものを添加して調製する。これは、水に浸すと酸素の放出を調節する。Oxylithは、通常立方体又は板状である。
- (17) ワニス又は膠（こう）着剤の硬化用添加剤：例えば、塩化アンモニウムと尿素の混合物
- (18) 真空管用のゲッター（バリウム、ジルコニウム等をもととしたもの）：これらのゲッターは、通常、ドロップ剤、錠剤又はこれらに類似した形状にしたもの及び金属の管又は線につけたものがある。
- (19) 小売用容器入りにしたインキ消し：これらは、通常、化学的に单一の化合物の水溶液である。ある種のものは、1種類の化合物が使われる（例えば、クロラミンの水溶液）が、他のものでは、補完的な機能をもつ2種類のものを必要とするものもある。後者の場合、2個のびんが同一包装されており、例えば、一方のびんには亜硫酸水素ナトリウムの水溶液が、他方のびんには過マンガン酸カリウムの水溶液が入っている。
- (20) 小売用の容器入りにした贋写版原紙修正剤：これらは、通常、桃色をした纖維素ワニスで、通常、小さなブラシつきのふたを有する小型のびん詰めにしている。

これらのワニスで、謄写版原紙修正剤として小売用にされてないものは、この項には含まれない。これらのワニス用の有機の配合シンナーは 38.14 項に含まれる。

- (21) 小売用の容器入りにした修正液：これらは、不透明（白色又はその他の色に着色されている。）な液体で、顔料、バインダー及び溶剤を主要成分とする。タイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷原版その他これらに類するものの誤りや、その他の好ましくない点を隠すために使用する。これらは、通常、小型のびん詰め（その栓には通常小さなブラシがついている。）及び缶詰めにし又はペンの形をしたものに入っている。

この修正液用の有機の配合シンナーは 38.14 項に含まれる。

- (22) 小売用の容器入りにした修正テープ：これらは、一般にプラスチック製の容器に入れて提示される修正リボンのロールであり、文字又はタイプ文字の誤り若しくはタイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷機用のマスター等の誤字その他的好ましくない箇所を訂正するために使用する。これらの物品には、様々な幅と長さのテープがある。修正リボンは、リボンの表面に塗布された不透明な顔料塗膜からなる。この塗膜は、転写ヘッドを修正箇所に押しつけることにより手動で転写される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 粘着性の裏張りを有する紙製の修正テープ（48 類）。
(b) インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたタイプライターリボンその他これに類するリボン（96.12）。

- (23) ワインその他の発酵酒の清澄に主として使用する調製品：これらは、一般に、ポリ（ビニルピロリドン）又はゼラチン様若しくはアルブミン様物質（アイシングラス、ゼラチン、ヤハズツノマタ（carragreen moss）又は卵白のようなもの）をもととするものである。ただし、酵素を含んだものは含まれない（35.07）。

- (24) ペイント用の複合した增量剤：これらは、調製粉末で、通常、ペイント（水性塗料を除く。）に添加し、その費用を低減し、同時に、ある場合には、ある特性を改善する（例えば、着色顔料の分散を促進する。）ものである。これらは、また、水性塗料の製造にも供されるが、この場合には、顔料となる。これらの調製品は、二以上の天然物（白亜、天然の硫酸バリウム、スレート、ドロマイト、天然の炭酸マグネシウム、石膏、石綿、雲母、タルク、方解石等）の混合物、これらの天然物と化学品との混合物又は化学品の混合物（例えば、水酸化アルミニウムと硫酸バリウム）からなる。

このカテゴリーには、また、微粉碎した天然の炭酸カルシウム（シャンペソホワイト）で、特殊処理により、各粒子をステアリン酸の発水膜で被覆したものも含まれる。

- (25) ある種の窯業製品（義歯等）製造用の調製剤：例えば、カオリン、石英及び長石をもととした混合物

これらには、主として酸化ジルコニア（ZrO₂）及びその他の金属酸化物から成る歯科用のジルコニア製品も含まれる。これらは、義歯又は修復歯の最終的な形態にするためのいくつかの加工（例えば、研削、焼結、艶出し等）を施すことなく歯科治療で使用することはできない。

- (26) 炉用溶融温度計（ゼーゲルコーン等）：これらは、通常、小さいピラミッドの形状をし、セ

ラミックペースト及びうわぐすりの成分に類似する物質の混合物でできている。これらの組成は、規定の温度で軟化し、溶融するように配合されており、陶磁器のような製品の焼成管理に使用する。

- (27) ソーダ石灰：純粋な石灰に水酸化ナトリウムを染み込ませて得られ、再呼吸式麻酔装置、潜水艦等で二酸化炭素の吸収に使用する。この項には、理化学用試薬として包装されたソーダ石灰を含まない（38. 22）。
- (28) コバルト塩類で着色した水和シリカゲル：乾燥剤として使用するもので、効力がなくなると、その色で指示する。
- (29) 防鏽（せい）剤：これらは、例えば、鏽の防止に化学的に作用するりん酸をもととする調製品である。

潤滑剤をもととした防鏽剤（ぼうせいざい）の場合には、27. 10 項又は 34. 03 項に属する。

- (30) サッカリン又はその塩類及びその他の物質（例えば、重炭酸ナトリウム（炭酸水素ナトリウム）及び酒石酸）から成る調製品（例えば、錠剤）で、食料品でなく、甘味付けの目的に使用する。

- (31) 塩漬け用又は塩蔵用の塩（塩化ナトリウムに亜硝酸ナトリウム（亜硝酸塩類）又は硝酸ナトリウム（硝酸塩類）を添加したもの）

砂糖を含有する類似の物品は 21. 06 項に属する。

- (32) ある種の取付けてないピエゾエレクトリック材料のカットエレメント（71. 03 項又は 71. 04 項の水晶、トルマリン等のものを除く。）

この項のピエゾエレクトリック素子の製造に最も普通に使用される材料には、次の物品がある。

- (a) ロッシェル塩（又は Seignette salt、すなわち、酒石酸カリウムナトリウムの四水塩）、酒石酸エチレンジアミン並びにアンモニウム、ルビジウム又はセシウムのオルトリん酸塩及びこれらの混合結晶
- (b) チタン酸バリウム、ジルコン酸チタン酸鉛（lead titanate zirconate）、メタニオブ酸鉛、ジルコン酸チタン酸ストロンチウム鉛（lead strontium titanate zirconate）、チタン酸カルシウム等

ピエゾエレクトリック素子は、高品質の培養結晶を電気軸に沿って正確にカットして得られる。カットする前のこのような結晶は、化学的に単一の化合物である場合には、28 類又は 29 類のそれぞれ該当する項に属するが、その他のものは、この項に含まれる。

この項には、また上記（b）に列挙した多結晶の偏光素子（Polarized element）を含む（取り付けていないものに限る。）。

- (33) 伝動ベルト滑り止め調製剤：脂肪性物質、研磨材等から成るもので石油又は歴青油の含有量が全重量の 70% 以上のものであってもよい。

- (34) ある種の治療物質（例えば、抗生物質）を製造する際の中間生成物：微生物による発酵、ろ過及び第 1 段階の抽出で得られ、一般にその活性物質の含有量は 70% 以下である。例えば、アルカリ性ケーキはクロロテトラサイクリン（オーレオマイシン）製造の中間体で、不活性菌糸体、ろ過助剤及び 10~15% のクロロテトラサイクリンより成る。

- (35) 化学ルミネセンス現象により照明効果を生じる製品：例えば、照明棒（lightstick）で、その照明効果が、溶剤と蛍光性化合物の存在下でしう酸型エステルと過酸化水素との間の化学反応により得られるもの
- (36) ガソリンエンジン用の起動液：ジエチルエーテル、石油（全重量の70%以上）及びその他の成分からなり、ジエチルエーテルが基礎的な成分となっている。
- (37) 粉状のモデリングペースト（水と混和して使用するもの）：この粉末は約30%のライ麦粉及び約30%の木材セルロースにセメント、膠（こう）着剤及び白亜を混入したものから成る。ただし、この項には、34.07項のモデリングペーストを含まない。
- (38) つや消し顔料：変性樹脂酸のアルミニウム塩から成り、その粒子は溶剤に対する保護と沈殿防止のためにセルロースエーテルで被覆されている。
- (39) 魚鱗ペースト又はフィッシュグアノ：魚の鱗をホワイトスピリットで処理して得られる粗製の銀色のペーストから成る。グアニンを含有するので精製後パールエッセンスの製造に使用する。
- (40) 臭化よう化タリウムの結晶：臭化物とよう化物の固溶体からなるもので、その光学的特性（赤外線に対する高透過性）が利用される。
- (41) ゲル化剤：化学的に単一な物品ではなく、モンモリロナイトに親有機性を与える特殊な処理を施したクリーム色がかった白色粉末で、多くの有機調製品（ペイント、ワニス、ビニル重合体分散剤、ろう、接着剤、マスチック複合物、化粧品等）の製造に使用する。
- (42) 脂肪酸（工業用）
(i) 二量体のもの
(ii) 三量体のもの
(iii) アミルアルコールでエステル化した後エポキシ化したもの
- (43) 工業用酸化モリブデン、炭素及びほう酸からなる凝結した混合物で、製鋼業における合金用の材料として使用するために調製したもの
- (44) 商取引上“grey oxide”若しくは“black oxide”又は時には誤って“lead dust”と称されている粉：これは特別に調製された、一酸化鉛（65～80%）及び金属鉛（残部）の混合物で、純粋な鉛をボールミル工程において抑制的に酸化して得られる。蓄電池用の電極板の製造に使用する。
- (45) 二つの異なった有機化合物の異性体の混合物：ジビニルベンゼンの異性体（典型的なものは25～80%）とエチルビニルベンゼンの異性体（典型的なものは19～50%）の混合物である。ポリスチレン樹脂の重合剤（ジビニルベンゼンの異性体のみが架橋過程に関与する。）として使用する。
- (46) 化学調製品中にシックナー及び乳化安定剤として又は研磨用砥石の製造で結合剤として使用する混合物：25類の異なる項又は同じ項に該当する物品から成るもの（他の類に属する材料を含有するかしないかを問わない。）のうち、次のいずれかの成分を有するもの
—種々の粘土の混合物
—種々の粘土と長石の混合物
—粘土、長石の粉及び天然ほう砂（tincal）の粉の混合物

—粘土、長石及びけい酸ナトリウムの混合物

(47) 植物生育培地として使用する混合物（植木鉢用培養土のようなもの）：25類に分類される物品（土、砂、粘土）から成り、少量の窒素、りん、カリウムの肥料要素を含んでいるかいないかを問わない。

ただし、泥炭と砂又は粘土との混合物で、その重要な特性が泥炭により与えられているものは含まない（27.03）。

(48) ゼラチンをもととした複写用ペースト：これらは、図面の複写及び印刷機のローラーの塗布等に使用する。これらのペーストの組成はさまざまである。主要な成分はゼラチンで、それに種々の割合でデキストリン及び硫酸バリウムを添加し、ペーストが、印刷機用のインクローラーの製造に使用するものである場合には、グリセリン又は砂糖及び充てん剤（カオリソ等）が添加される。

これらのペーストは、バルク状（箱、ドラム缶等）又は直接使用できる状態（一般に紙又は織物で裏打ち）で提示されてもここに含まれる。

この項には、複写用ペーストを塗った印刷機用のインクローラーを含まない（84.43）。

(49) モノ又はジグリセリドのジアセチル酒石酸エステルに、りん酸三カルシウム又は炭酸カルシウムを混合させたもので、乳化剤として使用するもの。

この項には、次の物品を含まない

(a) シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される化学的に单一のシリカフューム（コンクリート、繊維セメント又は耐火キャスタブルのポゾラン添加剤やポリマーの添加剤として一般に使用される）（28.11）。

(b) 仕上剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のもの）（38.09）。

(c) 68.06 項の断熱用、防音用若しくは吸音用の鉱物性材料の混合物及び 68.12 項の石綿又は石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物

*

* *

号の解説

3824.89

短鎖塩素化パラフィンを含有する混合物の取引は、ロッテルダム条約及びストックホルム条約で規制されている。

3824.91

3824.91 号に記載されている混合物及び調製品の取引は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）で規制されている。

3824.92

ポリグリコールのメチルホスホン酸エステルを含有する混合物の取引は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）で規制されている。

**38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、
都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物**

3825. 10—都市廃棄物

3825. 20—下水汚泥

3825. 30—医療廃棄物

　　—有機溶剤廃棄物

3825. 41—ハロゲン化合物

3825. 49—その他もの

3825. 50—金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

　　—化学工業（類似の工業を含む。）において生ずるその他の廃棄物

3825. 61—有機物を主成分とするもの

3825. 69—その他もの

3825. 90—その他もの

(A) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる
　　残留物（他の項に該当するものを除く。）

- (1) アルカリ酸化鉄：ガス（特に、石炭ガス）の精製に使用されるもので、不純物として酸化鉄を含み、ボーキサイトからアルミニウムを抽出する一過程で、副産物として得られる。この副産物は、炭酸ナトリウム、二酸化けい素等も含有する。
- (2) 抗生物質の製造の際に生ずる残留物：ケーキと呼ばれ、低濃度の抗生物質を含み、配合飼料の調製に適している。
- (3) アンモニア性ガス液：石炭ガスを凝縮して得られた粗コールタールを沈殿させた場合の液状部分として又は石炭の洗浄に使用した水にアンモニアを吸収させることでも得られる。通常、輸送の前に濃縮される。かつ色の液状で、アンモニウム塩（特に、硫酸アンモニウム）の製造並びにアンモニアガスの水溶液の精製及び濃縮に使用される。
- (4) 廃酸化鉄（スペントオキサイド）：石炭ガスは、大部分のアンモニア成分を水抽出した後、沼鉄鉱又は水和した酸化鉄（Ⅲ）、のこくず及び硫酸カルシウムよりなる塊の中を通すことによって化学的に精製される。この塊は、ガスから不純物（硫化水素、シアン化水素酸等）を除去する。使用後は、硫黄、ブルシアンブルー、少量のアンモニウム塩及びその他の物質の混合物を含有し、廃酸化鉄（スペントオキサイド）として知られる。通常、緑からかつ色の粉状又は粒状で、不快臭がある。主として、硫黄及びシアン化物（特にブルシアンブルー）の原料、肥料又は殺虫剤として使用される。
- (5) 発電所における燃焼排気の過程で生ずる残留物：いわゆる石灰石膏を排煙脱硫することで得られる排煙脱硫石膏（FGD 石膏）である。これらの残留物は、固体又はスラリー状で、更なる加工又はプラスターボードの製造において天然石膏の代用物として使用できるものであ

る。ただし、この項には、これらの残留物から分離し精製した硫酸カルシウムを含まない(28. 33)。

(B) 都市廃棄物

この項に含まれる都市廃棄物とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物である。都市廃棄物は、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。

廃棄物から分別された個々の物質又は物品（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池）及び産業廃棄物は、この項から除かれ、この表の他の適当な項に属する（化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる産業廃棄物については、下記（D）参照。）。同様の物質及び物品で、個別に収集されたものも、それぞれ他の適当な項に属する。

(C) 下水汚泥

下水汚泥は、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとったくず及び安定化されていない汚泥を含む。この項には、肥料としての使用に適した安定化された汚泥を含まない(31類)。ただし、安定化された汚泥のうち農業に害のあるその他の物質（例えば、重金属）を含有し、その結果肥料に適しなくなったものはこの項に属する。

(D) この類の注6のその他の廃棄物

この項には、また、この類の注6の多様なその他の廃棄物で、以下のものを含む。

- (1) 医療廃棄物：医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌、薬剤及び体液を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び使用済みの注射器）をいう。
- (2) 有機溶剤廃棄物：一般に清浄及び洗浄工程において生ずるもので、有機溶剤を主成分とするが、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物（溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。）をいう。

石油又は歴青油を主成分とする廃棄物は含まない(27. 10)。

- (3) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物：提示の際に一次製品として更なる使用に適しないもので、通常、一次製品の回収に使用される。

ただし、この項には、金属浸せき液の廃棄物から得られる灰及び残留物で、金属又は金属化合物の回収に使用される種類もの(26. 20)及び作動液及びブレーキ液の廃棄物で石油又は歴青油を主成分とするものを含まない(27. 10)。

- (4) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずるその他の廃棄物：このグループは、特に、インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用により生じた廃棄物（都市廃棄物及び有機溶剤廃棄物を除く。）を含む。これらは、一般に、不均一の混合物であり、液

体から水又は非水媒体中に分散した半固体物と様々であり、広範囲の粘性を示す。これらは、一次製品とは異なり、更なる使用には適さない。

しかしながら、この項には、インキ、染料、顔料、ペイント、ラッカー及びワニスの製造、調合、使用により生じた廃棄物から得られるスラグ、灰及び残留物で、金属又はこれらの化合物の回収用に供する種類のもの(26.20)及び石油及び歴青油を主成分とする廃棄物(27.10)を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 金属、砒(ひ)素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒(ひ)素若しくは金属の回収又はこれらの化合物の製造に使用される種類のもの(26.20)
- (b) 都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物(26.21)
- (c) 精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物(33.01)
- (d) 木材パルプの製造の際に生ずる廃液(38.04)

38.26 バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。）

バイオディーゼルは、様々な鎖長の脂肪酸のモノアルキルエステルから成るもので、水と混ざらず、高い沸点、低い蒸気圧及び石油から製造されたディーゼル油に類似した粘度を有している。バイオディーゼルは、一般的に、トランスエステル化(transesterification)と呼ばれる化学工程により製造される。この工程により、油脂中の脂肪酸は、触媒の存在下でアルコール(通常、メタノール又はエタノール)と反応し、所望のエステルを生成する。

バイオディーゼルは、植物油(例えば、菜種、大豆、やし、ひまわり、綿実、南洋油桐(jatropha))、動物油(例えば、ラード、タロー)又は使用済みの油脂(例えば、揚げ油、再生食用グリース)から得られる。

バイオディーゼル自体は、石油及び歴青油から得た油のいずれも含有しないが、石油及び歴青油(例えば、ディーゼル油、灯油、暖房油(heating oil))から得た蒸留燃料と混合されることがある。バイオディーゼルは、ピストン式圧縮点火内燃機関、熱エネルギーの生産その他これらに類する用途に供するための燃料として使用することができる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上の混合物(27.10)
- (b) 完全に脱酸素化した植物油から得られる、脂肪族炭化水素鎖のみから成る物品(27.10)

38.27 メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。）

—クロロフルオロカーボン(CFC)(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペ

ルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)、ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は 1, 1, 1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの

3827. 11——クロロフルオロカーボン (CFC) を含有するもの (ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)

3827. 12——ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) を含有するもの

3827. 13——四塩化炭素を含有するもの

3827. 14——1, 1, 1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの

3827. 20——プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)、プロモトリフルオロメタン (ハロン-1301) 又はジプロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402) を含有するもの

——ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)

3827. 31——第 2903.41 号から第 2903.48 号までの物質を含有するもの

3827. 32——その他のもの (第 2903.71 号から第 2903.75 号までの物質を含有するものに限る。)

3827. 39——その他のもの

3827. 40——プロモメタン (メチルプロマイド) 又はプロモクロロメタンを含有するもの
——トリフルオロメタン (HFC-23) 又はペルフルオロカーボン (PFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)

3827. 51——トリフルオロメタン (HFC-23) を含有するもの

3827. 59——その他のもの

——ハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)

3827. 61——1, 1, 1-トリフルオロエタン (HFC-143a) の含有量が全質量の 15% 以上のもの

3827. 62——その他のもの (第 3827.61 号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン (HFC-125) の含有量が全質量の 55% 以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体 (HFO) を含有しないものに限る。)

3827. 63——その他のもの (第 3827.61 号のもの及び第 3827.62 号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン (HFC-125) の含有量が全質量の 40% 以上のものに限る。)

3827. 64——その他のもの (第 3827.61 号から第 3827.63 号までのものを除くものとし、1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) の含有量が全質量の 30% 以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体 (HFO) を含有しないものに限る。)

3827.65——その他のもの（第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン（HFC-32）の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の20%以上のものに限る。）

3827.68——その他のもの（第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。）

3827.69——その他のもの

3827.90——その他のもの

この項には、メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の物質と混合したものを含む。）を含む。

メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物の取引は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。

第6部の注4の規定により、名称又は機能により第6部の一以上の項及び38.27項に同時に属するとみられる物品は、名称又は機能により特定された項に分類されるものとし、38.27項には属しない。